

# 予算特別委員会会議録

開会 令和6年3月 8日

閉会 令和6年3月18日

寒川町議会

出席委員 柳田委員長、新村副委員長  
青木委員、岸本委員、黒沢委員  
天利議長

欠席委員 なし

説明者 伊藤学び育成部長、宮崎子育て支援課長、野呂技幹、加藤副主幹、木下副主幹、  
遠藤副主幹、加藤主査、熊倉主査  
徳江保育幼稚園課長、川部副主幹、中村主査  
芝崎学び推進課長、守屋主査、佐野主査  
大八木スポーツ課長、大鷲副主幹、山仲主任主事  
三橋健康福祉部長、中澤福祉課長、大平主幹、藤井副主幹、袴田副主幹、柏木主査  
三橋高齢介護課長、秋庭副主幹、青木副主幹、伊波副技幹、中瀬主査  
高木保険年金課長、吉野副主幹、山本主査、早乙女主査  
原健康づくり課長、飯塚主査、石黒主査、安藤主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第8号 令和6年度寒川町一般会計予算
2. 議案第9号 令和6年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第10号 令和6年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第11号 令和6年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第12号 令和6年度寒川町下水道事業特別会計予算

---

令和6年3月11日  
午前9時00分 開会

【柳田委員長】 皆様、おはようございます。ただいまより、令和6年度寒川町議会予算特別委員会2日目を開催いたします。

本日は、学び育成部及び健康福祉部の審査になります。よろしくお願いを申し上げます。  
それでは、執行部が入室するまで、暫時休憩をいたします。

---

【柳田委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

これより、学び育成部4課の審査に入ります。一番初めに子育て支援課の審査に入りますので、よろしくお願いをいたします。

伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 皆様、おはようございます。

これより学び育成部所管の令和6年度予算についてのご審査をお願いいたします。

それでは、子育て支援課の審査をお願いいたします。説明につきましては、宮崎子育て支援課長より

行いますので、よろしくお願いたします。

【柳田委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 おはようございます。それでは、子育て支援課が所管いたします、令和6年度予算について予算特別委員会説明参考資料により説明させていただきますので、よろしくお願いたします。タブレットの資料は010の子育て支援課をご覧ください。2ページをお開きください。

職員給与費につきましては、学び育成部長と子育て支援課長、子育て支援課子ども家庭担当、保育幼稚園課長と同課保育幼稚園担当及び学び推進課青少年育成担当、合わせて20人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。

職員給与費に充当している特定財源は下表に記載のとおりでございます。

次に資料の3ページ、子育て支援事業費でございます。主な事業の内容は備考欄に記載のとおりで、令和6年度につきましては、さらにNPファシリテーター養成講座を職員に受講させる予定で、関連経費を計上しております。報酬、職員手当等、共済費、旅費につきましては、子育て支援相談員や乳児家庭全戸訪問のための助産師や保健師、子育て支援講座を開催する際の保育者を会計年度任用職員として雇用するための経費でございます。

需用費の消耗品費は、おむつ用ごみ袋無償配布に当たり、ごみ袋に貼りつけるラベルシールと、6年度受講を予定しているNPファシリテーター養成講座で使用する図書の購入経費を計上したもので、役務費については、虐待ケースに関わる必要情報提供のための特定記録郵便の通信運搬費と、NPファシリテーター養成講座受講予定に伴い、認定手数料を計上したことによる手数料の皆増でございます。委託料等使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金の内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

負担金補助及び交付金は、子育てサポートセンター維持管理負担金が前年度より減となったものの、NPファシリテーター養成講座受講を予定していることから、受講料負担金を計上したため、増となっております。充当している特定財源は、下表に記載のとおりでございます。

子育て支援課に配置している2人の子育て支援相談員のうちの1人を令和6年度からのこども家庭センター設置に伴う体制強化の一つとして、これまでの会計年度任用職員から任期付職員として雇用する予定であることから、上の表の備考欄に記載のとおり報酬等を減としております。これに伴い、歳入番号②の児童虐待DV対策等総合支援事業費国庫補助金が、前年度比較で130万3,000円の減額となっております。

続きまして、資料の4ページ、小児医療費助成事業費でございます。医療費の保険診療分の自己負担額を助成することにより小児の健康増進を図るもので、令和5年10月診療分から、通院、入院ともにゼロ歳から高校3年生相当までを対象として、所得制限なく適用しております。

需用費は、医療証送付用封筒の印刷製本費。役務費は、医療証等郵送のための通信運搬費と国保連合会等への審査支払いに係る手数料、使用料及び賃借料は、小児医療システムの借上料。扶助費は、小児医療費扶助料でございます。主な増減理由は備考欄記載のとおりで、特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

歳入番号①の小児医療費助成事業補助金につきましては、令和5年4月1日から、県の改正実施要綱が施行され、保健事業の対象児童がいわゆる未就学児までから小学校修了まで拡大したことに伴い、前

年度より1,669万3,000円の増額となっております。

次に、資料5ページ、ひとり親家庭等医療費助成事業費は、ひとり親家庭の父または母や児童が医療機関にかかった場合に、医療費の保険診療分の自己負担額を助成し、生活の安定と自立支援を図るものでございます。

需用費は、医療証の用紙購入のための消耗品費。役務費は、医療証郵送のための通信運搬費と国保連合会等への審査支払いに係る手数料。扶助費は、ひとり親家庭等医療費扶助料でございます。特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

続いて資料の6ページ、子ども子育て支援事業計画策定事業費でございます。子ども子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、国の基本指針に即して5年を1期とする教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保等について定める法定計画です。令和6年度は、令和5年度に実施したニーズ調査結果等を参考に、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とする第3期の計画を策定するために必要な業務を委託して行うための経費として委託料を計上しております。本事業については、全額一般財源でございます。

この後、説明する事業につきましては、全額一般財源の場合、特に財源について申し上げますのでご了承ください。

続いて資料の7ページ、地域子育て環境づくり支援事業費につきましては、子育て支援に関する事業等を行う団体に補助金を交付し、地域で子育てを支援する環境づくりを推進しようとするものです。全額負担金補助及び交付金でございます。備考欄に記載の①は、平成27年度に創設した地域子育て環境づくり支援事業補助金で、②は、令和4年度から、国の交付金を活用できる制度として創設した子どものつながりの場づくり支援事業補助金でございます。充当する特定財源は下表に記載のとおりでございます。

続いて、資料の8ページ、児童福祉施設維持管理経費につきましては、町内の児童の遊び場に設置している遊具の点検委託料と大塚児童の遊び場の除草業務委託料でございます。増減理由は備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料9ページ、児童発達支援事業費でございます。児童発達支援事業所であるひまわり教室に係る経費で、就学前の発達が気になるお子さんに対して日常生活における基本的動作の指導、集団生活への訓練等を実施するものです。報酬、職員手当等、共済費、旅費は、重度障害児の指導などに当たる保育士や言語聴覚士、理学療法士等の会計年度任用職員に係る経費で、需用費は、施設の維持管理及び児童の衛生管理や療育等に必要な消耗品費や光熱水費。役務費は、電話料金に係る通信運搬費と、療育に使うぬいぐるみのクリーニング手数料や各種の保険料。委託料は、カーペットクリーニングや建物の機械警備、児童の歯科検診に伴う委託料。使用料及び賃借料は、療育指導のための行事实施に伴うバス借上料。負担金補助及び交付金は、児童発達支援に係る研修等の受講料負担金でございます。主な増減理由は備考欄記載のとおりで、特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の10ページ、特定不妊治療費等助成事業費でございます。不育症治療費助成事業に要する費用を計上しており、全額負担金補助及び交付金でございます。不育症治療の助成は、医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる不育症治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽

減を図るものです。特定不妊治療費の助成につきましては、令和4年度から不妊治療の健康保険適用が始まったことに伴い、神奈川県で行っていた不妊に悩む方への特定治療支援事業が令和4年度末までで終了となっております。

町では、不妊治療のうち、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる体外受精や顕微授精等の特定不妊治療について、県が実施している補助に上乗せする形で治療に要した費用の一部を助成していましたが、県の事業終了に伴い、保険助成を受ける方が生じない状況となることから、本年度は予算計上していません。

次に、資料の11ページ、児童福祉事務経費でございます。報酬は、寒川町子ども・子育て会議委員の報酬。旅費は、担当者会議や研修会等への出席、児童発達支援事業における療育の行事に伴う職員の普通旅費でございます。増減理由は備考欄に記載のとおりで、特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の12ページ、出産子育て応援事業費につきましては、妊娠期から出産子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実して、経済的支援と一体的に実施する事業として令和5年2月から開始しているもので、妊娠届出時、妊娠8か月前後、出生届出後の3回の面談と、妊娠届出時及び出生届出後の面談を行った後に、それぞれ出産応援ギフト、子育て応援ギフトとして、各5万円を支給するものでございます。

需用費は、妊娠8か月を目安にアンケートを送付するための用紙や返信用封筒などの消耗品費と、出産子育て応援ギフトの支給決定通知用メールシーラーの印刷製本費。役務費は、妊娠8か月目安のアンケート送付用郵送料や、その返送のための料金受取人払いなどの通信運搬費と、出産子育て応援ギフトの口座振込のための手数料。委託料は、出産子育て応援ギフトの支給管理を行うシステムの保守業務委託料を計上したものでございます。負担金補助及び交付金は、出産応援ギフト、子育て応援ギフトとして給付金各5万円を支給するもので、対象となる妊婦、新生児の人数として、それぞれ380人を見込み計上したものでございます。主な増減理由は備考欄に記載のとおりで、特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、資料の13ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費は、コロナ禍において出産し、子育てすることへの敬意と感謝を込めて出産お祝いパッケージを配布するものでございます。需用費として、出産された方にお渡しするマスクと抗菌マスクケース、育児用品カタログギフトを購入するための消耗品費と、町長メッセージカード作成のための印刷製本費を計上しております。主な増減理由は備考欄記載のとおりでございます。

続きまして、資料の14ページ、児童手当等事務経費は、児童手当や児童扶養手当等の支給のために町が行う事務に要する経費で、報酬と職員手当等は、事務補助の会計年度任用職員を雇用するための経費で、旅費は、担当者会議等出席のための普通旅費。需用費は、支払い通知書用メールシーラーのための印刷製本費。役務費は、通知等の郵送のための通信運搬費でございます。委託料は、本年10月の児童手当制度改正に対応するためのシステム改修委託料でございます。主な増減理由は備考欄記載のとおりでございます。

なお、児童手当制度の改正に関連して、制度拡充に伴う新たな対象者への案内や申請書類、認定通知

の送付などが年度途中で必要となりますが、自治体の負担軽減の観点から、支払い通知の廃止が国から伝えられており、そのほかにも通知の見直しが行われる可能性が想定される中で、現状では、封書で送付している通知類についても、メールシーラーへの変更可能性について検討する余地があるなど、現時点では不確定な要素が多いことから、需用費と役務費につきましては、制度改革を踏まえた内容とはしておらず、年度途中において補正予算により対応してまいりたいと考えております。特定財源は、下表に記載のとおりで、子ども子育て支援事業費補助金、児童手当制度改革分として、本年10月の児童手当制度改革に対応するためのシステム改修委託料に充当するもので、補助率は10分の10でございます。

次に、資料の15ページ、児童手当支給事業費は、児童手当法に基づき子育て家庭の生活の安定と児童の健やかな成長を目的に、中学校卒業までの児童を養育している人に児童手当を支給するものです。全額扶助費でございますが、先ほど申し上げた児童手当制度の改正に伴い、本年10月分の児童手当から抜本的な拡充が図られることから、大幅な増額となっております。

主な拡充のポイントは、対象児童を中学校修了までから高校生年代までに拡大、所得制限の撤廃、第三子以降の支給月額3万円、支給月を年3回から年6回の4点で、さらに、多子加算のカウントにおいても22歳の年度末までの上の子について、親などの経済的負担がある場合を対象とするよう見直されます。対象児童数につきましては、改正前の5,864人から改正後は7,273人と見込んでおります。特定財源につきましては下表に記載のとおりでございますが、改正前後で、国及び県の負担率が大きく変わることから、前年度比較においても国が増額、県が減額という状況となっております。

負担率につきましては、本年9月分までは、支給額のうち、被用者に対する3歳未満の児童に該当する部分については、国が45分の37、県が45分の4、それ以外の部分においては、国が6分の4、県が6分の1でございます。本年10月分以降につきましては、被用者の3歳未満の児童に該当する部分は全額国の負担で、非被用者の3歳未満の児童に該当する部分については、国が15分の13、県が15分の1、3歳以降の児童の部分につきましては、被用者、非被用者ともに国が9分の7、県が9分の1となる見込みでございます。

続きまして、資料の16ページ、衛生費の職員給与費につきましては、子育て支援課のびのびすくすく担当と、健康福祉部健康づくり課の課長及び健康づくり担当、合わせて23人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。特定財源は下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の17ページ、母子保健事業費につきましては、母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、父親母親教室や離乳食講習会などの母子健康教育、7か月児相談や育児相談などの母子健康相談、妊産婦健診や1歳6か月児健診などの母子健康診査、妊産婦訪問や新生児訪問、乳幼児訪問の母子訪問指導など、母子の健康の保持及び増進のための事業を行うものでございます。報酬、職員手当等及び共済費は、健診や講習会、育児相談等の実施に係る栄養士、看護師、歯科衛生士等の会計年度任用職員の雇用に係る経費でございます。旅費は職員の研修参加や会議出席のための普通旅費と会計年度任用職員の費用弁償でございます。需用費のうち、消耗品費は、母子健康手帳やブックスタート用絵本の購入費、離乳食講習会の食材料費などでございます。印刷製本費は、健診等に必要の記録票や妊産婦健診、新生児聴覚検査費用補助券などの印刷代。医薬材料費は、健診で使用する使い捨て手袋や消毒液、感染防止対策用のマスク等の購入費でございます。役務費は、各種健診等の受診案内や未受診者への勧奨通知の郵

送のための通信運搬費と、未熟児養育医療費に係る国保連合会等への審査支払い手数料でございます。委託料は、妊産婦健診や1歳6か月児健診等の各種健診事業に係るもので、神奈川県産科婦人科医学会や茅ヶ崎医師会等へ委託して実施するものでございます。使用料及び賃借料は、歯科検診で使用する器具の借上料、負担金補助及び交付金は、償還払いによる妊産婦健診や新生児聴覚検査、初回産科受診費用等の助成金と地域母子保健研修の受講料負担金。扶助費は、母子保健法の規定に基づき、町が負担する未熟児養育医療費でございます。主な増減理由は備考欄記載のとおりで、特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の18ページ、う蝕予防対策事業費でございます。乳幼児期からのう蝕予防対策として、食事や生活習慣の確立する2歳児を中心に歯科検診、歯科相談とブラッシング指導及び栄養指導を行い、歯磨き習慣確立と口腔の健康増進を図るものでございます。報酬等旅費は、歯科保健指導や食育指導などに当たる歯科衛生士や栄養士等の会計年度任用職員の雇用に係る経費で、需用費の消耗品費は、教材として使用する歯の健康パンフレットの購入費。医薬材料費は、ブラッシング指導時に配布する幼児用歯磨きと歯ブラシの購入費でございます。役務費は、2歳児歯科検診の案内と問診票の郵送に伴う通信運搬費。委託料は、2歳児歯科検診の実施について、茅ヶ崎医師会医師会に委託するものでございます。使用料及び賃借料は、検診時に使用する器具の借上料でございます。

続きまして、資料の19ページ、子育て世代包括支援センター事業費でございます。妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対し、母子保健コーディネーターの助産師によるきめ細やかな対応により、その人その人に応じた相談支援を提供する母子保健型の利用者支援事業を実施するとともに、出産直後に家族等から十分な支援が受けられない母子や育児不安の強い産婦に対し、適切な心身のケアや育児サポートを提供する産後ケア事業を行うもので、医療機関や助産院等への委託するための委託料を計上しております。

産後ケア事業は、令和6年度で8年目を迎えますが、令和3年度から対象者について、産後4か月までとされていたところが1年までになるなど、利用に当たっての要件が緩和されたことから、利用実績も伸びており、特に、宿泊やデイサービスの利用増により実績額も増えていることを踏まえ、前年度より予算額を大幅に増額しております。特定財源は下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の20ページ、母子予防接種事業費につきましては、予防接種法に基づき、BCGや小児肺炎球菌、日本脳炎などの子どもに係る個別予防接種や、成人を対象とする風疹予防接種を実施するものでございます。報酬は、一人一人の接種履歴等、予防接種のデータを健康情報システムに入力するために雇用する会計年度任用職員の報酬。旅費は、担当職員の会議出席等に係る普通旅費と会計年度任用職員の費用弁償。需用費の消耗品費は、乳児家庭全戸訪問の際に配布する予防接種についての説明用小冊子等の購入費。役務費は、麻しん風しん予防接種未接種者への接種勧奨通知や、風疹の追加的対策に伴う検査受検勧奨通知及びクーポン券などの郵送に係る通信運搬費と、請求事務に係る国保連合会への手数料でございます。委託料は、各種の予防接種や風しん追加的対策に伴う抗体検査について、茅ヶ崎医師会などへ委託して実施するものでございます。負担金補助及び交付金は保護者の里帰りなどの理由で、委託外の医療機関で接種を受ける場合の個別予防接種償還金と、令和5年度から新たに開始した骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成金でございます。扶助費は、定期予防接種により健康被害を受けた方

の救済のための手当等でございます。主な増減理由は備考欄記載のとおりで、特定財源は下表に記載のとおりでございます。

最後に、資料の21ページ、歳入の一般財源分について説明させていただきます。記載の安心こども交付金事業費補助金につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う事務に要する経費のうち、認可外保育施設に係る部分に対する県の補助金で、担当職員の時間外勤務手当と保育幼稚園課が所管する幼児教育の無償化推進事務経費に、合わせて3万3,000円を充当しておりましたが、令和元年度から5年度までの5年間に限った補助金であったことによる皆減でございます。

以上で、子育て支援課の予算についての説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

**【柳田委員長】** 説明が終わりました。暫時休憩いたします。

---

**【柳田委員長】** 休憩を解いて特別委員会を再開します。

説明が終わりましたので、質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

岸本委員。

**【岸本委員】** ひとり親家庭等医療費助成事業費の中で、ひとり親家庭の世帯数、書かれているんですけども、近年の傾向といたしますか、それが増減しているのか、その辺についてひとつお聞かせください。

続きまして、母子保健事業費の中で様々相談を受けているというふうに、心配や不安の解決を図るため相談、訪問指導を行っているとありますけれども、その相談件数や内容等、近年コロナもあって様々な相談内容も変わっていると思うんですけども、相談の傾向など、あと場所等をお聞かせください。

続きまして、子育て世代包括支援センター事業費の中で産後ケアの事業をされている、補助するところですけども、産後ケアの事業所の数とか、どこで産後ケアを行っているのか、その数と場所をお聞かせください。

以上でございます。3点お願いいたします。

**【柳田委員長】** 宮崎子育て支援課長。

**【宮崎子育て支援課長】** それでは、まず1点目のひとり親家庭等の世帯数等の近年の傾向ということでございますが、傾向としては、横ばいないし増加傾向というようなところでございます。

それから、3点目のちょっと飛ばしまして、3点目の産後ケアの事業所の数、それから、場所というご質問がございました。産後ケアにつきましては、今現在、5年度の状況でございますが、契約先としましては15件の委託先をお願いをしております。それから、場所ということなんですけれども、これは宿泊型とかデイサービス型とか、それから訪問型というような形でちょっと分けをさせていただいておりますが、訪問型は当然、依頼者の方のお宅でやるという形になります。それから、宿泊とデイサービスについては、委託先の事業所でやるというような形になっておりまして、今契約をさせていただいている中で、宿泊とそれからデイにつきましては、宿泊をできる場所として契約をしている先が6か所ございます。

それから、デイサービスをできる事業所というのは、宿泊と重複するところもある中で9か所、訪問

をやってくださる委託先については、これも重複する部分もありますが、訪問だけという方もいらっしゃる、全部で9社というんですかね、法人も含めて9社と委託をしている、そういう状況でございます。

【柳田委員長】 野呂技幹。

【野呂技幹】 2点目の母子保健事業に関する相談の件数ですとか内容、その場所というお尋ねだったかと思います。母子保健事業を行っている家庭訪問ですとか、相談事業ですとか、全てのところで相談をしておりますので、ちょっと相談件数を一言で言い表すのは難しいのですが、ひとまず出産、妊娠届のところからご説明をさせていただきたいと思います。

平成30年の時点で母子手帳、妊娠届のあられた方は366件だったんですけれども、コロナの影響もあるのか、昨年、令和4年は291件とかなり減少してきております。今年度、令和5年度に関しましてはやや回復傾向にありまして、2月末の時点で287件、この点からとってお分かりのように、対象となる妊婦さんですとか、それに伴って生まれていらっしゃるお子様が減っているので、相談の件数自体がやや減少傾向となっております。

相談内容は、やはりその時々妊婦さんであれば、ご出産に関するご不安ですとか、赤ちゃんが生まれてすぐの家庭訪問等ではやはり初産さんの方ですと特に本当にささやかな、寝ないですとか、ミルクの量が足りているのか、体重が増えているのかというようなご質問で、発達に応じてになりますので、1歳6か月ぐらいになってきますと、歩いているかとかもしくは言葉がちゃんと出ているか、3歳6か月ぐらいになってきますと、また、今度は幼稚園ですとかそういうところできちんと適用ができるのかというような発達障害に近いようなご相談等が出てまいります。なので内容も様々、母子保健事業が非常に幅が広いので、何とも一言でちょっと言いにくいんですけれども、その対象の特性に合った、やはり相談が多いかとは思っています。

また、場所に関しましても、妊娠届でしたら役場の窓口ということになりますが、特に、赤ちゃん訪問ですとご家庭を回らせていただいておりますので、対象者様のご自宅、あと多くの健康相談ですとか健診は健康管理センターでやっておりますので、そちらが会場になるかと思っております。ちょっと一言で言えないのですが、これでよろしいでしょうか。

以上です。

【柳田委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 ひとり親家庭と地域子育て関係については理解できました。

最後に母子保健事業の相談の内容についても理解できましたが、ただ、親御さんの相談した時間というんですかね、きっと私もちょっと産後ケアの事業所の方に聞いたら、夜とか朝とか突発的に何か相談をしたいとかいう方もいらっしゃるというのをお聞きしています。時間外でも、そのときに本当に逼迫した思いを誰かに聞いてもらいたいとかという声も聞いておりますので、役場なり健康管理センターの開業時間外でも対応できるような相談窓口の案内であるとか、そういったところを今現在紹介しているのか、その点についてお聞かせください。

【柳田委員長】 加藤副主幹。

【加藤主査】 時間外の相談窓口の紹介についてのご質問であったかと思っております。私どもがやはり定

時で相談を終了してしまうため、夜間の体調不良の際の相談先といたしまして、かながわ小児救急ダイヤルというもののご紹介をさせていただいております。相談時間は毎日夜間の6時から翌朝8時まで、体調不良の際に#8000番でご相談ができるということになっておりまして、こちらは看護師がご相談に応じているというふうに伺っております。また、私ども月曜日から金曜日までの開庁ですので、土曜日は、神奈川県助産師会による母乳相談、授乳相談のほうをご紹介させていただいております。

以上です。

【柳田委員長】 よろしいでしょうか。他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 大きく2点ほど聞かせていただきますけれども、まず、17ページの母子保健事業費でいいかと思えますけれども、これまで当会派で、5歳児健診について何度か提案をさせていただいたかと思えますけれども、令和6年度に向かってこの5歳児健診について何か検討されるかどうか、その辺まずお聞かせいただきたいと思えます。

それから、今年度ですかね、デジタルサイネージ使いまして、グリーンケアの周知をしていただいたかと思えますけれども、関係者の方については、一定の評価をいただいたかなというふうに認識しておりますが、今年度このグリーンケアの周知について、今年度じゃない、来年度、グリーンケアの周知について何か予定されている事業といいますか、取組等はございますでしょうか。

【柳田委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 2点いただきました。まず、1点目の5歳児健診でございますが、ここにつきましては、今、国のほうからもいろいろ必要性については、言われているのは承知しておりますが、なかなか実際にそれを今やる、すぐやるとなると医師会等々とも調整が出てきますし、会場の問題ですとか様々ございますので、今まだ具体的な検討にはついてないというのが現状でございます。

それから、2点目のグリーンケアの周知につきましては、今、考えているのは先般やらせていただいたような形で、またやろうかなというふうには今思っているところでございます。

【柳田委員長】 よろしいでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 グリーンケアの周知については承知をいたしました。

5歳児健診についてですけれども、先進的に取り組んでいる自治体も広がっているという状況があります。また、先進的に取り組んでいる、この5歳児健診の目的としてはやっぱり発達障害など早く発見した上で、小学校への就学にしっかりとつなげていくということが目的になってくるかと思えますけれども、全国で実施をする市町村が増えているというような状況もありますし、また、国としても、今課長からも様々連絡来ていますよということだったんですけども、国も今年からになりますかね、取り組む市町村に対して、その健診費用に対しての助成を始めたという背景もありますので、町としてもやはり今年度何とか検討していただいてね、確かに課題幾つかあるかと思えます。当然、専門的な資格を持った方の人材をどう確保していくのかという問題が一番大きいかなとは思いますが、当然これ県の取組等もこれから出てくると思えますし、国が動いているということもあって、県からそういった専門職の派遣とかというものも考えられるかなと思えますので、早期実現に向けて今年度何とか検討は少

なくともお願いしたいなと思うんですけども、その辺について見解をお願いしたいと思います。

【柳田委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 私どものほうでも必要性については十分認識しているつもりでおりますが、やはり今まさに今おっしゃっていただいたとおり専門的な知識を担う人材、持つ人材というところで、医者も含めて現状でも1歳6か月健診や3歳6か月児健診をやる中で、小児科医が何分、寒川町内は少ないという状況もある中で、現状でも手配に、医師会を通じていろいろお願いをしている中で何とか回している状況というのがございますので、また、検診に携わる専門的な知識を持った保健師ですとか、看護師ですとか、そういった人材も集めていかなければならないということもありますので、非常に課題が多いというふうな認識でいる中ではございますが、今委員からもお言葉いただいたとおり、できるだけ早めに検討に着手をして、早期に実現できるように努めてまいりたいなというふうに思っております。よろしくお願いたします。

【柳田委員長】 ほかに質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 多分、子育て支援事業になると思うんですけど、おむつ処理袋とかおむつ関連のことについて、今どういった現状の支援をしているのかということをお聞かせください。

それとあと、出産子育て応援事業費なんですけど、今回この予算でいくと負担金補助及び交付金が拡充しているということなんですけど、5万円で割ると760人。前年度が608人ですから1割強増やすということ、増やす見込みの予算になってはいるということですね。この増えている見込みの根拠というんですか、理由をお聞かせください。

あと20ページの母子予防接種事業費。こちらで委託料なんですけど、増になってはいるんですけど、この健康管理システム改修委託料の増ということなので、改修したシステムがどう変わったのかということをお聞かせください。

【柳田委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 3点いただきました。まず、1点目のおむつの支援でございますが、現状では、子育て支援課として行っているおむつの支援については、おむつ用のごみ袋の無償配布ということだけでございます。他課になりますけれども、来年度から、保育幼稚園課のほうでは、保育園のおむつの処分のほうで補助をしていくということではございますが、子育て支援課については、おむつの補助は以上のとおりです。

それから、2点目の出産子育て応援事業費、増の根拠ということでございますが、先ほどちょっと野呂技幹のほうからも、出生の届出が今年度若干増えている傾向があるということも踏まえまして、その先に出てくる出産という部分で出産と、それから今後の妊娠の届出ということにつきましても、コロナが大分、まだ完全になくなったわけではございませんが、ある程度落ち着いてきているのかなという中で、今後増えていくかなというふうに見込みまして、少し増やしているという状況でございます。

それから、3点目ご質問いただきました予防接種のシステムの改修の関係ですが、これは令和5年度から子宮頸がんワクチンのほうで、9価ワクチンが新しく定期接種の対象になったというところで、その接種情報をマイナポータルのほうで情報連携するための必要な改修ということでございます。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 子育て支援事業費では、町ではおむつ処理袋の支給というところがおむつ関連ということでした。それが気になるところは1年じゃないんですよ、それ。その辺のところ確認というのはやはり伴走型というのであれば、大体おむつとれるのって3歳ぐらいまではかかると思うんですね。その辺のところはやはり伴走型と言っている以上、1年限りで生まれた、その年限りということじゃないとは思いますが、その辺のところを確認させてください。

そして、今いろいろなことで情勢がコロナが収まったというか、収まったというところで出生も増える傾向だということで、今回この額になったということは理解しました。あとシステムについてもやっぱりマイナポータルという関連で変えるということで分かりました。おむつだけまずお聞かせください。

【柳田委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 おむつ用のごみ袋の配布事業につきましては、平成30年度から実施をさせていただいているところがございますが、そのときの制度の構築の中では、一般におむつの需要が非常に激しいのが2歳未満というところの中で、ゼロ歳と1歳というところで2年間分、配布をさせていただいているということでございます。いろんな事情でやはり最近おむつがとれるのが遅いというようなことも傾向としてはあるのは承知をしているところですが、なかなかそれがどれぐらいというのは、ちょっと我々としてもなかなか直接そういうお声もいただいておりませんし、今現状で2年分配布させていただいている中でも、大分感謝の声をいただいているところもございますので、状況としてはいろいろございますが、現状ではまだちょっとこの状況で、ちょっと継続かなというふうに思っているところでございます。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 そうですね、おむつ、その人に、子どもによってやっぱり違うからということで、2年の区切りということで、その辺のところは1年限りじゃないということが分かりましたので、やはり伴走型のということを前提にしている以上、やっぱり寄り添うということが大切だと思うので、本当、今聞いたら要望もそうないということは感謝されているという声のほうが多いということなので分かりました。できれば要望があれば、その方がそれはちょっと平等かどうかちょっと分からないんですけど、そういう要望があったら、ぜひまたこちらのほうも拡充していくことを検討していただきたいと。意見として、何かちょっとその辺のところ、この意見として何かあればお答えいただければと。

【柳田委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 おむつ用のごみ袋のこともそうなのですが、やはり伴走型、寄り添ってというところでいうと、やはりそういうおむつの外れるのがなかなか遅いというようなお子さんの場合は、家庭的にもいろいろあって、職員のほうでも関わりを持っていることもございますので、そういったところではよく相談に乗ってあげながら、指導といいますか、一緒に相談に乗りながら、こうしたら、ああしたらというようなお話も添えながら、丁寧に対応していければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

新村副委員長。

【新村副委員長】 産後ケア事業のページで言う19ページ、資料で言う19ページです。産後ケア事業の利用件数を多く見込んだことによる予算の増という部分に関してちょっと質問させていただきたいんですけども、これ私、一般質問でもさせていただいて、いろいろ詳しいお話とかも聞かせていただいているんですけども、今回前年度147万、違います、147万7,000円から倍以上の金額を増ということで、これというのは多分期間が延びたというのももちろんあると思うんですけども、何か特別なことをやってアピールの場を増やしたとか、そういうことによって増とかそういうこともあるんですかね。

【柳田委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 実際の産後ケアの利用状況といたしまして、ちょっと件数等で申し上げますと、ここ最近、特に令和4年と5年比べたときに、トータルの日数で換算したときに、令和4年度は130日ということで、例えば宿泊型でいうと40泊52日分、デイサービスだと28日分、訪問型ですと50回分というような利用状況だったんですが、令和5年度になりまして、これまだ2月末時点でのこの先の予約の分も含めての件数ですけれども、宿泊型で37泊54日、デイサービスのほうがぐっと伸びまして84日、訪問型ですと47回分というようなところで延べの利用日数に換算しますと185日分という、ちょっと大きな伸びがまだ年度が完了してないにもかかわらず、大きな伸びを示していますので、ここにつきましては、令和5年度で補正もさせていただいているような状況もございましたので、ちょっとこの辺は大きく伸びるかなと。

やっぱり一番大きいのは5年度から町内の事業所、助産院さんと契約をさせていただいて、そこがデイサービスをやっている事業所でありますので、その利用が非常に伸びているというのが傾向としてはありますので、ちょっと今後を見据えた中では、大きく伸びていくなという考えの下で、ちょっと予算を増やさせていただいております。

【柳田委員長】 新村副委員長。

【新村副委員長】 分かりました、ありがとうございます。やっぱり利用者さんが増えればそれだけ保護者の方の負担が減ることなので、引き続き、もちろんすごいアピールもさせていただいて、いろいろ提携先とか委託先も増やしていただいていると思うので、これからもよろしくお願ひしますとか、それはもう要望とか、意見なんですけど、回答は結構でございます。ありがとうございます。

【柳田委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、学び育成部子育て支援課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【柳田委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開します。

それでは、学び育成部保育幼稚園課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 続きまして、保育幼稚園課の審査をお願いいたします。説明につきましては、徳江保育幼稚園課長より行いますので、よろしくお願ひいたします。

【柳田委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 それでは、学び育成部保育幼稚園課所管の令和6年度予算につきまして、ご説明させていただきます。説明につきましては、タブレット資料020の予算特別委員会説明参考資料に基づいて行わせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、資料2ページをご覧ください。保育環境充実事業費のご説明になります。主な事業につきましては備考欄に記載のとおりでございます。委託料は、町の児童が通う町内、町外の認可保育所への児童保育委託料でございます。負担金補助及び交付金につきましては、備考欄の主な経費に記載のとおりでございます。その中から、補足でご説明をさせていただきたい補助金につきましては、上から3行目に記載してあります就学前教育・保育施設整備事業補助金です。既存の幼稚園が認定こども園に移行するための改修工事に対する補助となります。令和5年度からの事業で、令和6年度は2か年目に当たり、令和7年4月に認定こども園として開所予定となっております。

この予算は、令和5年度からの継続費となっております。お手数ですが、予算書104、105ページをご覧ください。保育外環境充実事業費につきましては、総額3億67万9,000円を令和5年度には9,020万4,000円、令和6年度には2億1,047万5,000円と継続するものでございます。

すみません、資料が移るのですが、説明参考資料の2ページにお戻りください。新規事業の補助金としてご説明をさせていただきたい補助金について、主な経費の一番下の行に記載の保育所等紙おむつ処分事業補助金について、ご説明をさせていただきます。

令和6年度から開始する事業で、保護者による使用済み紙おむつの持ち帰りを廃止することで、保護者の負担軽減を図るとともに、保育士等による紙おむつの振り分け業務がなくなることで、保育士の業務負担を軽減することにつながる事業と考えております。実施することで、子育て支援の充実及び保育の質の向上、保育士及び保護者の感染症等の感染対策、負担軽減による保育士確保などを目的としております。令和6年度から、町内保育施設9施設が実施できるよう処分費に対する補助を行います。科目ごとの主な増減につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

次に、下表をご覧ください。保育環境充実事業費の特定財源についてでございますが、記載のとおりでございます。先ほどご説明いたしました2件の補助金に充当される特定財源といたしましては、⑤の就学前教育・保育施設整備交付金で、幼稚園が認定こども園に移行することに伴う改修工事等に対する補助に充当しており、補助率は2分の1でございます。

次に、⑬の保育所等紙おむつ処分事業補助金が保育所等の使用済み紙おむつの処分費用への県の補助で、補助率は、補助基準額に基づく対象事業費の2分の1でございます。

最後に⑭の保育環境充実事業債は、幼稚園の認定こども園化に伴う改修工事等に充てております。これら特定財源の充当額合計12億1,419万円を除いた4億2,880万5,000円が一般財源でございます。

次に、タブレット資料020、3ページをご覧ください。保育等事務経費の報酬、職員手当等は、保育コンシェルジュとして雇用している会計年度任用職員に係る経費で、旅費は会議等出席のための普通旅費及び会計年度任用職員の費用弁償。事業費は参考図書購入のための消耗品費と封筒やメールシーラー、納付書の印刷製本費。役務費は、保育料決定通知や納付書、入所承諾通知等の郵送のための通信運搬費と口座振替に係る手数料でございます。委託料は、保育料のコンビニ収納とモバイルレジ、モバイルクレジット収納の代行委託料でございます。主な増減理由は備考欄に記載のとおりでございます。下表は

特定財源でございますが、記載のとおりでございます。特定財源の充当額合計220万8,000円を除いた127万円が一般財源でございます。

次に、タブレット資料020、4ページをご覧ください。幼児教育の無償化推進事務経費は、幼児教育・保育の無償化に伴う事務に要する経費で、報酬は事務補助の会計年度任用職員の報酬。職員手当等は、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当。共済費は、会計年度任用職員の職員共済組合負担金と社会保険料負担金。旅費は、会議等出席のための普通旅費。役務費は、無償化に係る文書を郵送するための通信運搬費でございます。主な増減理由は、備考欄に記載のとおりでございます。特定財源でございますが、令和6年度はございませんので、一般財源323万1,000円でございます。

最後にタブレット資料020、5ページ、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。民生費負担金の滞納繰越分につきましては、保育料の滞納繰越しでございます。安心子ども交付金事業費補助金につきましては、令和元年10月から開始となった幼児教育・保育無償化の事務経費に対する補助でございますが、令和元年度から令和5年度までの5か年限りの補助のため皆減となります。

以上で、保育幼稚園課予算についてのご説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

**【柳田委員長】** 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

青木委員。

**【青木委員】** これ、町がちょっとどう関わるかということの確認ということになるんだと思うんですけど、幼稚園と保育園とか働いている職員の方、いらっしゃいますよね、先生方。やっぱり非常に大変な労働の場だと思うんですね。そういった点で離職とかということについて町は把握、その離職率とかというのは、地元の幼稚園とか保育園の先生、そういう職員の離職率というのは把握されていらっしゃるのでしょうか。

**【柳田委員長】** すいません、離職に関して予算の審査の対象になるかどうかということなんですけど、もし答えられる範囲で答えられる範囲で答えられれば。

徳江保育幼稚園課長。

**【徳江保育幼稚園課長】** 離職率についてはっきり数値で何%ですということは、町のほうでは把握はしていませんが、各施設のほうから保育士が不足している、例えば育児休業に入る、療養休暇に入る等で辞めてしまうか、お休みをする保育士が多いという状況は伺っております、そこについても、町としてできることについていろいろ検討しているところでございます。

今年度初めて開催になるんですけども、神奈川県の方では、既にかねがわ保育士・保育所支援センターというところで、就職相談や求職相談を受けているんですけども、県内の主要な大都市というか、横浜とか相模原のほうで就職説明会をしておりますので、寒川町のほうでそういったところに手を挙げてもなかなか雇用までつながらないので、今回、今年度初めて1月末に寒川町独自の保育士就職相談会というのを開催いたしまして、潜在保育士の発掘という意味でちょっと初めての開催だったのでどうなるか分からなかったんですけども、予想以上に潜在保育士の方が参加してくださって、数名雇用につながっているというところがありますので、今後も継続して行ってまいりたいと考えております。

以上です。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 予算なんでちょっとあれだった、ちょっと外れた質問になってしまったかもしれないですけど、そこは申し訳なかったんですけど、そうは言っても今いろいろな状況を調べた上で、独自にこの相談会もやっているということなので、やっぱり予算的にもそういったところの取組ということについてはやっていくべきだと思うんですね。やはりいい労働条件でやっていただければ、離職もしないわけですから、それをどう予算に反映させていくかということ、考えをお聞かせください。

【柳田委員長】 予算にないものを反映してほしいという。

青木委員、すいません、一応予算にないものに対して、予算に反映してほしいという要望ということなんですか。それについてどう。

【青木委員】 要望的な質問。

【柳田委員長】 要望的な質問、予算にないので、そういったことを反映してはどうですかというような質問ということよろしいでしょうか。

徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 令和6年度については、実際、予算に反映されているところはないのですが、実際、町内にある9施設については全て民設園ということで、町ができること、できないことがございます。予算的なところもということになると、例えば人件費にとかそういったところになってくるかと思うんですが、国や県の補助も活用しながら、そういったところも今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 昨年6月に政府が掲げましたこども未来戦略方針によって、こども誰でも通園制度というのが、国のほうから出されました。2023年の途中からは31自治体、全国でこの試行を始めた。来年度、2024年度からは全国100自治体が、それに参加していくというふうに伺っておりますけれども、まず、このこども誰でも通園制度に対する町の見解をお聞かせいただきたいんですね。

というのは、今、待機児童もいる中でありますし、そういうことも含めると個人的にはあんまりこれを一生懸命やれとも言づらい制度だなと思っております。現実、町としてのこの制度に対する見解をまずお聞かせいただきたいのと、とはいえ、2026年度については本格実施が予定されている中で、行政として準備もしていかなきゃいけないのかなというふうに考えておりますので、それに向けて6年度、どういった検討ですとか準備の体制に入っていくのか、その辺についてお聞かせいただけますでしょうか。

【柳田委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 国のほうで示しているこども誰でも通園制度ですが、制度としては、月の一定時間の中で就労要件とかに問わず、時間単位で柔軟に6歳児から満3歳児までが通園ができるという制度になっております。確かに町のほうではまだ待機児童が存在する中で、どうしても施設に頼らざるを得ないところがございますので、どれぐらいのニーズがあるのかということ、保育の要件がない

ということですので、例えば自分のリフレッシュのためだとか、ちょっと髪を切りに行きたいんだけどとか、そういった利用の仕方になるかと思うんですけども、そういったところで、そのニーズがどれぐらいになるかというところをまず調査なりをしていかないといけないと思っております。

たとえ、そのニーズが少なかったとしても、国のほうでは制度として実施をするということを決めておりますので、一応、令和5年度、6年度で試行的事業というふうになっておりますので、実際、令和8年度には法律に基づく新たな給付制度として実施をしていくということになっておりますので、令和6年度の予算の中では計上はしてはいないんですけども、今後、施設と情報共有して、検討して実施に向けて進めてまいりたいと思っております。

以上です。

【柳田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、しっかりとこの制度の中身を理解していただいた上で、やはりニーズ調査が必要だということをごさいました。予算には計上されてないですけども、ニーズ調査は恐らく来年度やらないと間に合わなくなってしまうのかなって個人的には思っております。なので、少なくとも町の中で、そういった方に対してどういうニーズがあるのかということは、来年度中にはしっかり把握すべきかなというふうに考えるんですけども、その辺についてのニーズ調査について、もう一度、もしお答えできるのであればお答えいただければと思います。

【柳田委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 子ども・子育て支援事業計画が来年度から第3期に入るところで、そういったところで調査を行っておりますので、そういったところを参考にさせていただきながら、ニーズ調査の結果を見ながら、検討をしてまいりたいと思っております。国のほうからもまだ詳細が示されてなくて、実は今週の13、14日に、自治体向けの説明会をZoomで行うということになっておりますので、まず、詳細を把握するところ、町がしっかりとそこを把握した上で、事業主、施設のほうにもお話をしていかないと思っておりますので、まずはそこを把握していきたいと考えております。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

新村副委員長。

【新村副委員長】 すいません、資料の2ページの備考に書いてある保育所等の紙おむつ処分事業補助金の件でちょっと質問させていただきたいんですけども、こちらに関して、計画として保育園とか幼稚園のほうで紙おむつを処分するという形なんですけども、保育園とか幼稚園側でどのように処分というか、ごみ箱を設置するお金とかもこちらには入っているとは思うんですけども、例えば何日間保管して、特定の燃えるごみの日に一緒に出すのかとか、そういう部分についてちょっと詳しくお聞かせいただけますでしょうか。

【柳田委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 町内にある9施設については規模も様々で、ごみ箱、紙おむつ用のごみ箱については令和5年度に購入をお願いしまして、それについても要領がいろいろで、いろいろな方法ということになってくるんですけども、施設によって違うところもございますが、業者に既に一般ごみ

といえますか、そういったものは業者に取りに来ていただいているところですので、それに加えて、紙おむつの分が加わるというようところが大半のところとなります。

業者に頼んでいるところも様々で、紙をごみ袋自体を買うことで、それによって処分費も入っているというようところもございますので、その紙、ごみ袋の枚数を増やすとか、そういったところの補助に充てられればということで、交付をしていきたいと思っております。

以上です。

【柳田委員長】 新村副委員長。

【新村副委員長】 実際に今、紙おむつに関して保育園とか幼稚園で、相当な量になると思うんですよ。それを先生がごみ袋に入れて、持って、ごみ集積場まで行って捨てているというか、事業ごみになると思うので、事業者さん、事業用の業者さんが来て回収していくと思うんですけど、相当な負担なんじゃないかなって個人的には感じるんですけど、そういうのとかというのは何かそういう保育園とか幼稚園のほうから不満とか、そういうご意見とか出たりはしてないんですかね。

【柳田委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 施設のほうからは、できるかどうかということも相談しながら補助金の話もしております、特にそれが大変だというような、逆に手間がかかるというようなそういったお話は、施設のほうから伺ってはおりません。

【柳田委員長】 新村副委員長。

【新村副委員長】 分かりました。多分そんなに始まってからどんどん、これからご意見とかそういうのが出てくると思いますし、保護者側からすればすごく楽になった、多分アンケートもとれば絶対出てくると思うので、その園とうまく調整しながら、意見というのをしっかりと聞いていただきながら、今後この事業というのを継続していただければと思います。これはご要望なんで返答は結構でございます。

【柳田委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で学び育成部保育幼稚園課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【柳田委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開します。

それでは、学び育成部学び推進課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 それでは、これより学び推進課の審査をお願いいたします。芝崎学び推進課長よりご説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

【柳田委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 それでは、学び育成部まなび推進課所管令和6年度予算について、予算特別委員会説明資料により説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。タブレット030、学び推進課、資料2ページ、生涯学習振興事業費をご覧ください。

生涯学習振興事業費は、学習の情報提供をはじめ、様々な生涯学習事業を推進するものです。生涯学

習振興事業費の報償費は、講座等の講師謝礼及び生涯学習推進会議の委員謝礼、ゆうゆう学園修了者への記念品代です。旅費は職員の普通旅費。需用費の消耗品費は情報誌の用紙代です。役務費は、事業に係る連絡用の切手やはがき代です。主な増減理由は備考欄に記載のとおりです。

次に、資料3ページ、地域間交流促進事業費をご覧ください。地域間交流促進事業費は、姉妹都市である寒河江市との交流促進等国際理解、国際交流活動を推進するものです。旅費は、姉妹都市である寒河江市の市制施行70周年記念式典が行われ、式典への出席依頼が来ていることから、町長及び随員職員の普通旅費及び手土産代を消耗品費として計上しております。負担金補助及び交付金は、寒川町姉妹都市文化交流会への交付金です。主な増減理由は備考欄に記載のとおりです。

次に、資料4ページ、外国籍町民支援事業費をご覧ください。外国籍町民支援事業費は、日本語による会話が難しい外国籍の町民が日常生活を送る上で必要な通訳の派遣に要する費用を支援するものです。旅費は職員の普通旅費です。役務費は、県の委託事業となります、かながわ一般通訳支援事業を利用いたしまして、通訳を小中学校等に派遣してもらった際の手数料です。負担金補助及び交付金は、外国籍の患者が安心して医療機関を受診できるように、医療通訳を派遣する事業の負担金です。

次に、資料5ページ、青少年健全育成事業費をご覧ください。青少年健全育成事業費は、各種事業を実施するとともに、青少年を取り巻く社会環境の維持改善に努め、青少年の健全育成を推進するものです。報酬は青少年問題協議会委員への報酬。報償費は青少年指導員への謝礼。旅費は職員の普通旅費。需用費の被服費は、青少年指導員が2年に一度の改選に伴い貸与する被服代。役務費は、成人式の案内用はがき代、青少年指導員がけが等をした際に対応するための保険料です。委託料は、子どもまつり小学生体験学習、成人式記念事業の委託料です。負担金補助及び交付金は、単位子ども会への補助金及び青少年指導員連絡協議会への交付金です。主な増減理由は備考欄に記載のとおりです。また、特定財源は、下表に記載のとおりです。

次に、資料6ページ、ふれあい塾運営事業費をご覧ください。ふれあい塾運営事業費は、地域の方々にご協力をいただき、各小学校の体育館で、放課後の児童の遊び場を提供するものです。報償費はふれあい塾指導員の謝礼。需用費の消耗品費は児童の玩具。医薬材料費は参加者への医薬代です。役務費は、ふれあい塾支援員等の保険料です。特定財源は下表に記載のとおりです。

次に、7ページ、青少年広場維持管理経費をご覧ください。青少年広場維持管理経費は大蔵の青少年広場の維持管理を行うものです。需用費の消耗品費は賃貸借契約に伴う収入印紙代、広場内整備に伴うロープ等。光熱水費は電気料及び水道料。役務費は防犯カメラ建物火災保険料です。委託料は、広場の維持管理、除草業務のほか、植木の剪定業務を加えたことから増額し、子どもたちが安心して遊ぶことができるよう整備を行います。使用料及び賃借料は青少年広場の土地借上料となります。主な増減理由は備考欄に記載のとおりです。

次に、8ページ、ちびっこ広場維持管理経費をご覧ください。町内にあります3か所のちびっこ広場の除草及び剪定委託料です。主な増減理由は備考欄に記載のとおりです。

次に、9ページ、児童クラブ運営事業費をご覧ください。児童クラブ運営事業費は、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。役務費は各事業クラブの建物火災保険料。委託料は児童クラブの運営に伴う経費で、入所児童数に応じ

て配置する支援員等の人件費や、光熱水費など各クラブの運営に関わる費用です。

令和6年度は寒川小学校区児童クラブが増えたことなどから、運営委託料は増となっております。使用料及び賃借料は各クラブに設置しておりますAEDの借上料です。主な増減理由は備考欄に記載のとおりです。また、特定財源は下表に記載のとおりです。

次に、資料10ページ、青少年広場公衆便所維持管理経費をご覧ください。青少年広場公衆便所維持管理経費は、公衆トイレの維持管理を行うものです。需用費の光熱水費は水道料。役務費は建物災害に係る保険料。委託料は公衆トイレの清掃委託となります。主な増減理由は備考欄に記載のとおりです。

次に、資料11ページ、地域文化振興事業費をご覧ください。地域文化振興事業費は、寒川町文化祭の開催、17の文化団体が加盟する寒川町文化連盟への支援、また、地域の文化振興を図り、文化を通じ交流を深めるためのものです。旅費は職員の普通旅費。委託料は寒川町文化祭実行委員会への文化祭開催の事業委託料。負担金補助及び交付金は、寒川町文化連盟補助金となります。

次に、資料12ページ、民生費雑入。児童クラブ水道料は小谷小学校区のげんきっ子クラブ。一之宮小学校区のわんぱくクラブの水道料です。

最後となりますが、タブレット資料13ページをご覧ください。国際交流基金積立金は記載のとおり廃止しております。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いたします。

**【柳田委員長】** 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

青木委員。

**【青木委員】** 児童クラブの運営事業費についてお尋ねします。新年度の各種クラブの現在の定員、そして待機児童数、入所を希望していない、入れなかった児童の人数をお聞きします。

**【柳田委員長】** 芝崎学び推進課長。

**【芝崎学び推進課長】** それではまず、令和6年度の定員をお伝えさせていただきます。寒川小学校は先ほど申し上げましたが、増築、増設をしておりますので定員が78名、一之宮小学校が37名、旭小学校が90名、小谷小学校が50名、南小学校が77名、合計332名となっております。

それに対しまして、令和6年度3月4日時点の人数となりますが、待機児童の状況をお伝えいたします。寒川小学校区につきましては増設しておりますので、待機はゼロとなっております。一之宮小学校区につきましては、待機が20名となっております。旭小学校区は2つのクラブがあるんですけれども、合わせますと9名、小谷小学校区は12名、南小学校区は2クラブありまして、合わせますと23名、合計64名となります。

以上です。

**【柳田委員長】** 青木委員。

**【青木委員】** 今、自分の住んでいるところが一之宮にあるんですけど、ほかのところもかなり待機児童が発生して、お母さんとかお父さんが安心してやっぱり働くことができないで、何とかしてほしいという非常に要望や相談というのがあるんですね。やっぱり定員をなかなか建物的なものも問題があって、施設的な問題もあるとは思んですけど、定員などを増やすなどの受入れ枠を広げるための何か努

力というのは必要だと思うんですけど、その辺の取組についてお聞かせください。また、夏休みなどを臨時で受け入れるようなこと、夏休み、検討しているかということと、来年度の入所希望について、11月頃に書類を出して2月に入れるかどうか分かるという状態となっているということは聞いているんですけど、お父さん、お母さんにとっては、これでは、新年度からの仕事の調整などについて困難だという声があって、もっと早く入所希望についての意向調査とか行って、早い段階から定員を増やせるように、準備するなどすべきではないかというのが意見なんですけど、その点のお考えをお聞かせください。

【柳田委員長】 いいですか、青木委員、どうぞ。

【青木委員】 すいません、一之宮小学校の先ほど待機児童が発生して、お父さん、お母さんが働くことができなくて困っているというような声がやっぱりあるんですね。定員を増やすなどの受入れ枠を広げるために、町としてはどのような取組、取り組んでいくかということをお聞かせください。

あと夏休みなど、臨時で受け入れるようなことは検討されているのでしょうか。その点についても、お聞かせください。

また、来年度の入所希望について、11月頃に書類を出して、2月に入れるかどうか分かるという状態になっているというのは聞いているんですけど、親御さんにとっては、お父さん、お母さんにとっては、来年度から仕事の調整などが困難な点があるという相談もあるんです。もっと早く、入所希望についての意向調査を行い、早い段階から定員を増やせるような準備をするなどすべきではないかと。その点の見解をお聞かせください。

【柳田委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 3点ご質問いただきました。まず、一之宮小学校区の定員についてなんですけれども、委員おっしゃるように、待機になってしまっている人数が、先ほど申し上げたとおり20名ということで大分多い状況となっております。私どもとしましても、待機ゼロというのが目標となりますので、一之宮小学校区につきましては、現在、令和6年度中に何とか定員を広げられるように、準備のほうをちょっとしている状況となります。現段階でお伝えできる状況ではございませんが、確定次第、また、協議会等でご報告させていただきたいと考えております。

そして、2点目の夏休みについてなんですけれども、やはり保護者の方にとっては年間通してというところもございますし、長期の夏休みとか冬休みなど、特別な期間だけ利用したいという方もいらっしゃると思います。夏休みについても現在いろいろちょっと調べてはおります。しかしながら、令和6年度中に夏休みの対応ができるかということにつきましては、大変申し訳ないんですが、ちょっと今できる状況にはございません。

3点目の入所の決定の時期ということなんですけれども、ちょっとこちらにつきましては、今、お話を伺ったばかりですので、今後ちょっと早めることができるのかということについては、検討してまいります。

以上となります。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 すいません、令和6年は定員を準備ということで分かりました。あと特別期間、夏休みなどを含めて、令和6年度は対応は難しいということだということで、ここも検討はされているとは

思うんですけど、ぜひ対応していただきたいということと、あと新年度から検討ということ。検討ということなので、こちらのほうも進めてはいただきたいというのが要望的な観測なんです。

あと、ちょっと最後なんですけど、やっぱり支援員の方がやっぱり足りないというのも、待機児童に大きく関わってきているのかなと思っているんです。町としては、支援員をしっかりと確保できるように支援員の待遇改善などを進めていくのではないかとという要望的なあれなんですけど、質問なんですけど、支援員の要望を見ると、募集を見ると時給が1,112円からってなっているんです。仕事の性質上、1日の半分程度とフルタイムで働けるわけではないですよ。これだけで生活することは困難だと思うんです。支援員の方の生活を考えると。解決のためにはやっぱり支援員だけで生活ができる待遇にするか、もしくはほかの業務と組み合わせることで、フルタイムで働けるようななどの工夫が町としては必要ではないかなと思われるんですけど、やはりその支援員をどうやっぱり寄り添っていくかということについて、町の見解をお聞かせください。

【柳田委員長】 青木委員、すいません、支援員さんは短過ぎるのでフルタイムでとなると8時間とかそういった学童の空いている時間って8時間以内だと思うんですけど、それなので何か組み合わせる。

【青木委員】 空いている、フルタイムで働いてもらって、支援員の生活できるぐらいの。

【柳田委員長】 賃金がとかそういうことでしょうか。答えられる範囲で。

芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 おっしゃるように、新しく児童クラブを今後増やしていく上では、支援員不足というのは当然ちょっと課題にはなってくるかと思います。やっぱり働き方については、委員おっしゃるようにフルタイムで正規職員として働けるということであれば、人の集まりも違うかと思うんですけども、ただ、現状としましては、児童クラブの開所時間というのが下校後、そして、保護者の方がお迎えに来るまでの時間というところで、フルタイムで働くことができるとなるとどうしても長期休暇の期間という限定されたことにはなってしまいますので、ご心配いただいて本当にありがたいところなんですけど、なかなかちょっと働き方が今の児童クラブの開所時間と合わせますと、なかなか難しい状況かなというところになります。ちょっと十分な答えとなってなくて申し訳ありません。

【柳田委員長】 よろしいでしょうか。

他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、2点、お聞かせいただきたいと思います。まず、7ページの青少年広場維持管理経費の中でちょっとお伺いしますけれども、この青少年広場については各種イベントであったりとか、それから、少年団の野球の試合だったりとか、あと高齢者の方のグラウンドゴルフでしたっけ、あぁいったスポーツも行われていると思いますけれども、一つ、スポーツ施設としての役割も担っているかなと思うんですけど、この青少年広場のAEDの設置の状況ですね、それをまずお聞かせいただきたいと思います。

町のマップで見ますと、青少年広場については、AED設置されていないかなというふうに把握しているんですけども、そういう状況でよろしいのかどうかということをもまず1点確認をさせていただきたいと思います。今、児童クラブの待機児童については様々質問がありましたので、私のほうからしません

けれども、通所する児童のさらなる安全確保について、今この児童クラブに通所している、通所でいいのか、通所していますお子さんたちの帰宅に関しては、基本的に保護者の方に迎えに来ていただくことが基本としているかと思えます。

ただ、その中でも、保護者の方の仕事の状況とかなかなか迎えに来られない方については、申請書か何か出すのかな、児童1人で返してもいいですよというような、そういったものが提出された上で、1人で帰るケースもあろうかというふうに思いますけれども、そうした場合に、やはり下校時の帰宅時のお子さんの、何というんですか、安全確保というのをもうちょっとさらに進めたほうがいいかなというふうに考えておまして、近隣自治体では、児童クラブを退所した段階でアプリ等を使って親御さんに連絡が入るといようなアプリを使用しているとも伺っていますので、町としてはその辺のさらなる安全確保に向けた検討ですとか、そういったアプリの導入等についてこれまで検討してきて6年度、何か取組をされるのかどうか、その辺について、お答えいただけますでしょうか。

【柳田委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 2点ご質問いただきました。まず、1点目の青少年広場のAEDにつきましては、委員おっしゃるとおり、広場のほうに設置のほうはございません。今お話のほうにも出ましたけれども、お子さんから年齢の高い方まで様々な世代の方々が利用しているという実情もございますので、今後につきましては、AEDの部分については課内で検討してまいりたいと考えております。

もう1点目の児童クラブの安全の面で下校等に、ごめんなさい、帰る際の1人帰りとかといった部分でのアプリについてなんですけれども、内部で話は出ているんですけれども、令和6年度の事業に反映されているかという点、令和6年度につきましては今の時点では予算の計上はございません。その部分については委託先と十分なちょっと話し合いをした上ではなっておりませんが、前向きに捉えていきたいと考えております。

以上となります。

【柳田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、AED設置されていないということでございます。行政の役割として町民の皆さんの命を守るということは大事な観点であろうかと思えます。AEDが設置されていない、できない理由等はございますでしょうか。下校の際の件は前向きにというお答えがあったので、その点については結構でございます。

【柳田委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 AEDを取り付けていない理由というところなんですけれども、現時点までその部分まで何というんでしょう、気が回っていなかったというのが現状となります。大変申し訳ございません。やはりコロナ禍というところもあって、これまであまり利用されていなかったという事実もございますが、ここのところコロナも開けて活発になってきておりますので、何というんでしょう、ずっと運動されてきて続いているという状況というよりは、一旦、皆さん行動をしなくなって、そしてまた始まっているというところだと、やっぱり体の状況も大分変わってくるかとは思っていますので、そういった部分も含めて検討してまいりたいと思います。

以上となります。

【柳田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 町のAEDのほかの場所、寒川町はAEDの設置管理については、各担当部署が担当しているということなんで、ほかのところのAEDの設置状況を見ると、要は屋内で管理できる場所があるかどうか、ここが一つのラインになってきているのかなと思っていて、そういう意味では、青少年広場については管理棟等がありませんので、そういった関連で設置できてなかったのかなと思うんですけども、そういうことではなく、今までそこまで気が回っていませんでしたよというお答えで大丈夫でしょうか。

【柳田委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 先ほど気が回ってなくてという言葉を申し上げましたが、実際、利用するのが青少年という子どもが対象というのが主となるところもございましたので、そういった部分で設置してなかったということもございます。今後につきましては、環境も変わったという点で改めて考えていきたいと思えます。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございませんでしょうか。

岸本委員。

【岸本委員】 6ページのふれあい塾運営事業費について質問をいたします。今現在の各校の利用者数というか、生徒さんの数や、また事業の内容、そしてまた、見守りボランティアさんの確保というのはできているのか、その点についてお聞かせください。

【柳田委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 ふれあい塾につきまして、児童数に対しまして、約30%のお子さんのご登録のほうを5校まとめますといただいております。令和5年の10月から再開させていただきまして、現時点までの参加者の延べ人数なんですけれども、こちらにつきましては2,211名となっております。この間も学級閉鎖、学年閉鎖等がありまして、そういった部分で開催できなかったという状況もございまして、現状の延べ人数となっております。コロナ前の人数と比べますと残念ながら、再開時期もちょっと半年ほどございませんでしたので、少ない部分もございしますが、今後はだんだん半年たつて、指導員さんも再び指導するような形になって慣れてまいりましたので、また、4月以降は、お子さんの申込みも増えてくるのではないかとこのころを期待しております。遊びの部分につきましては、体育館の中でお子さんたちが遊んでいただくという状況なんですけれども、こちらにつきましては学校終わって、一度ご自宅に帰っていただいて、それから、体育館のほうに遊びに来ていただくというものとなっております。

以上となります。

【柳田委員長】 課長、確認なんですけど、令和5年10月から2月末まで、令和6年2月末まででよろしいでしょうか。

【芝崎学び推進課長】 3月11日、本日現在です。

以上です。

【柳田委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 このふれあい塾というのは、今後先ほどまでありました児童クラブを補完するような意味合いも出てくるのかなと思ってまして、もっと拡充といいますか、整備をしていくべきだと思っているんですけども、一つ課題があってやはり一度帰宅されてからまたお子さんが体育館に行かなきゃならないというのは、かなり問題なのかと、手間なのかと思ってまして、できればその学校終わってすぐ体育館に行けて、ふれあい塾に行けるようになると、もっと多くのお子さんがこの塾、制度を利用できると思いますし、児童クラブの待機児童も解消につながるのではないかと考えていますけども、その辺りの学校との協議といいますか、町としてその点を話をしているというか、課題として認識しているかどうかという点をお聞かせください。

【柳田委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 おっしゃるように一度帰宅をしてから、また、学校のほうに来ていただくというところで、私どもとしては、大きな課題と捉えております。その部分が、学校が終わってそのまま体育館のほうに遊びに来れるという状況になりますと、現在の待機児童にも影響はしてくるのではないかと考えております。ですので、今後につきましては関係部署等と調整のほうを行ってまいりたいと思います。

以上となります。

【柳田委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 関係部署と協議していただいて、一日も早くその課題が解決できればと思いますし、と同時に今、月、水、金、週3回の利用ができるということですけども、こちらのほうもできれば月から金曜日まで通えるようなふうにしてもらいたいと思いますけども、その点についてもどのように考えていくか、お聞かせください。

【柳田委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 おっしゃるように、月、水、金と週3回現在行っております。今後、以前のように毎日実施できるようになりますと、先ほどと繰り返しになるんですけども、待機児童となっていていところも解消されていくのかなと考えておりますので、そういった部分も含めまして関係部署と調整をしてまいりたいと思います。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

新村副委員長。

【新村副委員長】 先ほど青木委員からも質問があった、また児童クラブの件でちょっと質問させていただきたいんですけども、9ページですね。今、待機児童が児童クラブ64名いらっしゃるということなんですけども、一之宮小のお話は出たんですけども、やっぱり南小地区とかでも、これだけ23名とかやっぱりいらっしゃるって、64名のお子様が家にいる状態になってしまっているのかなという感じなんですけども、町長の施政方針のほうからも、湘南地域で最も子育てしやすいまちを目指してまいりますと書いてあるとおり、やっぱり寒川小学校のところに新しく児童クラブをつくったと言っても、まだまだ足りないような状況なんですよね。なのでこれから今年度中とか来年度にはまた新しく例えばつくるとかそういう計画とか、そういうのはあるんですかね。

【柳田委員長】 芝崎学び推進課長。

【芝崎学び推進課長】 令和7年度から、子ども・子育て事業計画というのが改定となりますので、令和6年度が、その改定の準備期間となります。その部分に児童クラブも入っておりますので、今後、待機児童解消に向けて、児童クラブの定員を増やすというのも一つですし、お話、先ほど出ましたふれあい塾、そういった部分も含めて再度、担当課として、今後も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

【柳田委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、学び育成部学び推進課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【柳田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、学び育成部スポーツ課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 それでは、学び育成部、最後の審査をお願いいたします。スポーツ課の審査となります。説明につきましては大八木スポーツ課長より行います。よろしくをお願いいたします。

【柳田委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 それでは、学び育成部スポーツ課所管の令和6年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料によりご説明いたします。よろしくをお願いいたします。タブレットの040、スポーツ課となります。

資料は、まず土木費からとなります。2ページのスポーツ施設活性化事業費をご覧ください。本事業費は、寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの利用者の利便性向上と利用促進のため、指定管理者制度を活用し、自主事業や地域向けイベントの充実を図ることで、多様化する住民ニーズに応えるとともに、施設の質的な向上など、環境整備を図るものでございます。まず、役務費は総合体育館及びパンプトラックの建物災害保険料でございまして。次に、委託料は、寒川総合体育館、パンプトラックさむかわの運営管理費に係る指定管理料でございまして。なお、主な増減の理由は備考欄記載のとおりです。また、特定財源は、施設等命名権収入として、総合体育館分の100万円を総合体育館の維持管理に係る費用に充当しております。

続きまして、3ページ、公共施設再編計画実施事業費をご覧ください。本事業費につきましては、町の公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化した総合体育館各施設及び備品の長寿命化、または更新等を計画的に実施することで、施設の安全で快適な利用環境の整備を図るものでございます。

まず、使用料及び賃借料でございまして。これは、総合体育館の中央監視システム及び吸収式冷温水発生機2台の借上料でございまして。なお、主な増減の理由は備考欄記載のとおりです。また、特定財源はございません。

続きまして、教育費となります。次の4ページ、職員給与費をご覧ください。スポーツ課職員5人分の給料、職員手当等及び共済費でございまして。本事業費への特定財源の充当はありません。

次に、資料5ページ、保健体育総務事務経費をご覧ください。本事務経費につきましては、スポーツ推進審議会の運営や職員の旅費に係るものでございます。報酬は、スポーツ推進審議会委員への報酬、旅費は、スポーツ推進審議会委員である県職員の費用弁償及びスポーツ課担当職員が県の主催する会議等に参加するための旅費でございます。役務費は、第2次寒川町スポーツ推進計画が令和7年度に中間期を迎えるため、評価を見直し、改定を行うために、令和6年度にアンケートを実施するための郵送料でございます。なお、主な増減の理由は、備考欄記載のとおりです。また、本事業への特定財源はございません。

次に、資料6のスポーツ活動応援事業費をご覧ください。本事業費につきましては、町民のスポーツ活動を支えているスポーツ協会をはじめとしたスポーツ関係団体の支援、育成やスポーツの推進を図る役割を果たしているスポーツ推進委員のさらなる資質の向上を図るための取組の実施。また、スポーツを始めるきっかけづくりの場となる各種スポーツ教室やスポーツ大会を開催するものでございます。報酬は、多くの皆様が気軽に楽しむことができるニュースポーツの普及や、町のイベントの運営支援を担うスポーツ推進委員への報酬。報償費は、スポーツ教室講師への謝礼。旅費は、スポーツ推進委員が指導、技術指導等の向上のための研修会に参加するための費用弁償。需用費の被服費は、任期満了に伴い、新たにスポーツ推進委員になられた方々の活動用ユニフォームの購入費等でございます。委託料は、市町村対抗かながわ駅伝競走大会へ、町の代表選手を派遣するための委託料及びストリートスポーツ普及の推進を図るための委託料となります。負担金補助及び交付金は、町のスポーツ推進委員で構成する協議会の上部組織である神奈川県スポーツ推進委員連合会への負担金。スポーツの全国大会や世界大会に出場する方への交付金。町スポーツ協会、町レクリエーション協会等への事業費補助、なお、スポーツ協会は創立50周年を迎え、記念事業を開催します。記念事業開催に当たり、町のスポーツ振興はもとより、地域の発展にも大きな貢献を続けてこられましたことから、本年度は20万円の増額を計上しております。一般を対象とした記念講演会等の実施を予定していると伺っております。交付金は、10月の県民スポーツ月間に開催するさむかわスポーツデイ及び観桜駅伝競走大会の実行委員会への交付金でございます。なお、増減の理由は、備考欄記載のとおりとなっております。なお、本事業への特定財源の充当はありません。

続きまして、7ページ、スポーツ施設活性化事業費をご覧ください。本事業費につきましては、スポーツ施設の運営管理指定管理者制度を導入するなど、利用者がスポーツを快適に楽しめる環境を整え、多様なニーズへの対応と利便性向上を図ることを目的にその利用を促進するものであります。需用費の消耗品は施設維持管理等のための消耗品費。燃料費は川とのふれあい公園、サッカー場、芝刈機混合ガソリン代。光熱水費は、倉見スポーツ公園の水道料でございます。役務費はテニスコート町営プール及び田端スポーツ公園の施設災害保険料。委託料は、スポーツ公園等維持管理委託料、町営プールウォータースライダー定期検査委託料、田端スポーツ公園指定管理委託料、町営プール指定管理委託料、寒川テニスコート施設指定管理委託料でございます。使用料及び賃借料は、田端スポーツ公園に係る共有地及び県有地の借上料、AED機器の借上料。原材料費は、スポーツ公園維持管理用の土等の購入費。負担金補助及び交付金は、いこいの広場の共有施設の維持管理経費に係る負担金で、いこいの広場内の施設の占有面積により案分され、負担するものです。なお、主な増減の理由は備考欄のとおりでございます。

す。また、特定財源につきましては、施設等命名権収入80万円のうち30万円が町営プール、50万円が町営テニスコートのネーミングライツ収入で、それぞれの維持管理にかかる費用に充てております。

続きまして、資料8ページ、公共事業施設再編計画実施事業費をご覧ください。本事業費につきましては、県企業庁からの町営プール及び町営テニスコート購入費に伴う費用でございます。町営プール及び町営テニスコートの再整備につきましては、県企業庁の地域振興施設等整備事業を活用したもので、施設の購入は延納特約により分割納付となっております。公有財産購入費は、町営プール購入より3年目に負担する額及び町営テニスコート購入2年目に負担する額の合計となっております。なお、主な増減の理由は、備考欄記載のとおりでございます。また、本事業費への特定財源はありません。

最後に、歳入の一般財源分についてご説明いたします。資料9ページをご覧ください。2件ともに13款の使用料及び手数料であります。都市計画使用料の行政財産使用料につきましては、寒川総合体育館ロビーに設置されております電子看板デジタルサイネージ設置使用料1台分に係る設置使用料でございます。次に、保健体育使用料の行政財産使用料につきましては、寒川町営プールに設置されている飲料水の自動販売機2台分に係る設置使用料でございます。

スポーツ課が所管する予算の説明については、以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【柳田委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

岸本委員。

【岸本委員】 まず、スポーツ施設活性化事業費に当たるのかあれなんですけども、パンプトラックさむかわについて質問いたします。昨年、今年度もパンプトラックの修繕をされていたと思うんですけども、本年度、その修繕費の予算を計上しているのかどうか、まず、その点についてお聞かせください。

あともう一つ、総合体育館、シンコースポーツ寒川アリーナの駐車場についてなんですけども、これはこの課でよろしいのかどうか、その点についてお聞かせください。

【柳田委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいま2点のご質問いただきました。パンプトラックの修繕費につきまして、今年度計上しているのかというご質問でございました。今年度の計上は特にしてございません。

【柳田委員長】 今年度というのは令和6年度、6年度の。

【大八木スポーツ課長】 失礼しました。令和6年度の予算計上はしてございません。ただし、必要に応じてこちらのほうは、また、補正等で対応させていただくこともあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、2点目、駐車場の件につきましては、管理区分が都市計画課になっておりますので、こちらのほうは都市計画課のほうの判断になるところでございます。

以上でございます。

【柳田委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 パンプトラックのほうの修繕費はかしこまりました。というのも、やはり場所的に水はけ悪い土地に設置をしていることもありまして、木材等が劣化が激しいということを確認もしていま

すし、大きな被害が出る前にしっかり修繕をしなければならないと思いますので、そちらのほうも、しっかりとすぐ対応できるような体制をとってもらいたいと思っています。

駐車場の件も了解いたしました。都市計画課のほうで質問いたしますが、その中でも、体育館施設をスポーツという観点でやはりスポーツ課のほうでも、しっかりと対応していただきたいと思いますということがあって今回質問させていただきましたが、また、今、様々な団体、またはチームが体育館を利用するに当たってかなり役場内もそうですけども、トイレの問題も出てきているのかなと思っています。2階観覧席を利用するに当たって、例えば2階にトイレがないので、お年寄りの方や小さいお子さんがトイレに行く際に、急な階段を上り下りするのにかかなり危険な部分もあるのかなと思っていますし、そういったところをスポーツ課として様々な協議、そういった声を施設管理をする都市計画課との協議をしなければ今後、使い勝手のいい体育館の在り方というのが見えてこないのかと思っていますので、そのような場をスポーツ課としてもこの体育館の在り方、管理運営の仕方をできるような体制をとっていくべきなのかなと思っています、その点についてスポーツ課としての見解、体育館の在り方について見解などをお聞かせいただきたいと思います。

【柳田委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 2点ご質問いただきました。まず、パンプトラックの場所につきまして、確かに委員おっしゃるように、こちらはもともと設置場所がさむかわ中央公園の調整池でございます。第2調整池になりまして、雨が降ればどうしてもあちらのほうに水が流れるような仕組みになっております。基礎が確かに木製でありますので、こちらのほう腐食が始まることによって走路に段差が出て、大きな事故につながることとなりますので、こちらのほうは指定管理者が管理しております、しっかり点検をし、問題があったときにはすぐ我々のほうに連絡が来ることになっておりまして、適宜修繕を行っております。そういった未然に事故を防ぐことが大事だと思っておりますので、その辺は連絡を密にとっているところでございます。

また、2点目につきまして、体育館の様々な運営形態について、体制をしっかり整えることということでございます。都市計画課とは当然先ほどの駐車場に関しましても、実際に声を聞いているのは私たちスポーツ課であり、指定管理者が管理している中で様々な課題や問題点、また、いい面も含めて我々のほうには定例会等を通じてお話をいただいております。一つ一つ改善するためにそれぞれが話し合い、3者で話し合い、3者というのは指定管理者、それとスポーツ課、あと都市計画課のほうと協議をしながら、事故を未然に防ぐため、また、運営上うまく展開できるような形をとるように心がけているところでございます。

以上でございます。

【柳田委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 パンプトラックの件はそうに進めていただければと思います。

最後、体育館の在り方なんですけども、例えば、今、大きな大会があったときに例えば女子トイレでいいですと洋式のところ、和式のところがあってやはり洋式のところだけ混んでいるという状況があるというのをお聞きしているんです。やはり小さなお子さんはもちろんのこと、ご高齢の女性の方だと和式よりも洋式がよいということでそこだけ並んでしまっているような状況もあるんです。そういったと

ころをしっかりとスポーツ課として各種大会であったりとか、イベントのときにそういった声を聞いてもらって、トイレの拡充だったりとかより使いやすいもの、時代とともに昔の体育館の使い方と今かなり変わってきていますので、新しい体育館だったりとかアリーナのほうを調査研究していただいて、より使いやすいような体育館。せっかくここで武道場、サブアリーナもエアコンが入りました。もっともっと利用者増えると見込まれますので、そのところをしっかりと把握しながら、よりよい体育館運営、また町内のスポーツ施設の在り方について協議して、よりいいものを目指してもらいたいと思いますので、その点について最後、何かございましたらよろしく願いいたします。

【柳田委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいま体育館の在り方、特にトイレのお話をいただきました。洋式と和式、和式が使う率が低いといったことに関しましては、私どもちょっと実は初めてお伺いしたことでありますので、こういった声についてはすぐ予算的なものもありますので、段階的によりよいものにするために考えていきたいというふうに思っております。どんどんそういった声を我々は反映するために、指定管理者さんと密に連絡、調整をとっておりますので、様々な団体の声、個人の声というものを取り入れていきたいと思っております。また、時代とともに様々なスポーツ施設に限らず公共施設の在り方というものは変わってくると思っておりますので、時代の潮流に合ったような形をいち早く取り入れ、改善に向けて行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 1点だけ伺います。当課スポーツ課の所管の施設については、基本的にスポーツをしていただく施設になろうかと思っておりますけれども、スポーツをしている際の心肺停止の危険性が高い中で、やはりスポーツ施設として使用いただいている施設に関しては、AEDの設置が必須であろうかというふうに考えております。スポーツ課で所管しております田端スポーツ公園、似たような施設でいうと田端スポーツ公園にはAED設置されておりますけれども、川とのふれあい公園へのAEDの設置がされていないかというふうな認識をしておりますけれども、その理由と、川とのふれあい公園へのAEDへの設置の検討等は来年度されるのかどうか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思っております。

【柳田委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまご質問いただきましたAEDの設置についてのそれぞれの施設ごとの配置状況ということで、まず、結論から申し上げますと、川とのふれあい公園へのAEDの設置については、令和6年度予算には計上はできておりません。また、様々な情報収集をつい最近行うようになりまして、屋外にもAEDの設置ができるというような情報を収集しました。こういったものをスポーツ施設に限らず人が集まる施設、先ほどの青少年広場の話もそうなんですけれども、そういったところを全庁的に検討していかなければならないのかなというふうに考えておりますので、川とのふれあい公園、こちらのほうにつきましては、今のところ管理棟がございません。行く行く指定管理者制度などが導入できて、管理棟ができれば当然できるんですが、当然休日ですとか、その施設が休みの日ですとか、夜間ですとか、そういったときにも対応できるような対策を少しずついろんな情報収集しながら、

研究していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【柳田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 現状、川とのふれあい公園のAEDがされてない理由というのは、管理棟がないからというような認識でよろしいでしょうか。

【柳田委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいま、川とのふれあい公園にAEDが設置されてない理由というのは、管理施設がないからということでありまして、実際に今リースをしている会社等に問い合わせたところ、管理施設がないところに関してはリースはできないという話を伺っておりましたので、その辺も、今後、管理棟がないところについてもどういった形でできるものなのか、少し研究していきたいと考えております。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 スポーツ活動応援事業費の委託料についてお尋ねします。ここにもストリートスポーツのことを書いてあるんですけど、今現在、ストリートスポーツの委託って今どうなっているのか、詳細をお聞かせください。

【柳田委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 ストリートスポーツの委託の内容につきましては、株式会社UCHINOと契約を結びまして、こちらのほうは、業務内容としては未経験者や初心者などホイールスポーツの体験や練習できる場所を整えていただいたり、SNSなどを活用して、ストリートスポーツに興味や関心を引いてもらうような動画の配信、体験会やスクールのイベントを行っていただいたり、普及促進に向けたスキルアップ等を図っていただいております。

以上でございます。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 今は、株式会社UCHINOに業務委託をしてということで、いろいろな取組をしていただいているということでした。過去のストリートスポーツの取組ということを知ると結構最初の年はすごく熱が入って、いろいろな大会も催したりしてたじゃないですか。今、株式会社UCHINOに業務提携、業務を委託していろいろなストリートスポーツに発信ということなんですけど、町としては、このストリートスポーツをどういった立ち位置というんですかね、このままこういう委託のまま、もうこれ以上、何ていうんですかね、ストリートスポーツを発展させるような考えというんですかね、今まで何か自分の印象だと入ったときはいろんな大会をやったりだとかってやったじゃないですか。それはいい悪いは別として、今はもうほとんどその委託だけという感じじゃないですか。ストリートスポーツを発展させていくというような形で導入されたと思うんですけど、こちらは、寒川町のストリートスポーツのまちにするというような、今だからそれだけで、今その委託だけでストリートスポーツの町だというふうなことでできるというお考えなんですか。

【柳田委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまご質問いただきましたストリートスポーツの普及の方策ですとかそういったものが、初年度に比べて大分控え目になっているのではないかなといったようなご質問でございました。実際にアークリーグを開始、行ってから2回目のアークリーグについては実施を試みましたが、雨天等で中止になっております。また、そういった事業を行わなかったことによる損失がなかなか多大であったということで、こちらのほうの開催については、慎重になっているところは実際にございます。

また、委託業務につきましては、利用人数につきましても非常に毎年3,500人以上、あの倉見の地に皆さん訪問していただいて、非常に盛んになっているんですけども、イベント自体を今本来拡大して、あの場所で行いたいというところが申出はあるんですけども、実際には近隣に住宅がたくさんありまして、盛り上げれば盛り上げるほど人が多く来場することによって、近隣の方々にちょっとご迷惑をかけてしまうということで、実際にTHE PARKの運営側も本当は思いっきり行いたいところなんですけど、令和4年度実施した際には、全国から100名以上の選手や関係者が集まったんですけども、やはりちょっと近隣に対する騒音の問題ですとかがあって、少し控えているといったところが現状であります。

内容としましてはSNSでの発信、また、様々な世界大会、THE PARKの選手、スタッフが参加してかなり活躍しておりまして、昨日ですか、ドバイで行われている世界大会、スケートボードのストリートにおいても、白井空良さんが3位に輝き、令和5年度の末に行われた有明での世界大会ではチャンピオンになっているといったところで、地域の方々へのシビックプライドの醸成ですとかそういったところにもつながっているというふうに考えております。

以上でございます。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 基本的には、町としては委託任せというふうにはしか見えないですね。町としては、このストリートスポーツについていろいろな活躍によって、それが寒川町と結びつくということがやっぱり考えられないですね、今聞いていても。確かに活躍して、関係者かどうかというのも寒川から発信しているとかというのもやっぱり見えないですし、何かそれで盛り上がるのかなと思ってしまうんですね。やはりもう施策として、このストリートスポーツを町として取り上げて、ストリートスポーツの町にするような意気込みだったみたいなんですけど、確かに活躍された人とかというのは確かにそういうのは分かるんですけど、それがだから寒川町に結びつくかといったら結びつかないと思うんですね。

だからやっぱり町としては、やっぱりそういったところについて関わって行って、ストリートスポーツの町として発信していくということが大事だと思うんですけど、その辺は関わるることについて、そのストリートスポーツについて、町としてはどう今後考えていくのかということは、確かに大会は近所、近隣、家が住宅があるから難しいとは思いますが、何か町としてその委託先と連携して何かこう、やっている場所だけじゃなくて、ほかの町として共同でやるとかという、そういうことをやって発信していくというのが、ストリートスポーツの活性化につながるんじゃないかなと思うんですけど、その辺の関わりというんですか、連携というのはどういうふうに考えているんでしょうか。

【柳田委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 町のほうがストリートスポーツについてのその辺の発信が弱いのではないかというようなお話であるんですけども、実は、ここには予算化はしてないんですけども、今年は、オリンピックイヤーでもございます。町にゆかりの選手に関しては、もしそういったところが確定するということであれば、そういったところをパブリックビューイングですとか、様々な情報発信の仕方、また、住民の方々に対して夢や希望を与えるようなイベントができると思います。それができるのもそういった施設があって、そういった人材がいてということにつながります。

また、スポーツの推進の面から考えれば、実際にあの現場を見ていただければ分かるんですけども、幼い子どもたちやお母さん方が土日、町民の無料体験会、初心者教室、中級者教室、それぞれステップアップしながら、多くの方々が健康増進、また、ストリートスポーツの普及の目的である、そうした認知度の向上、アンケート等をとれば寒川町に住みたいといった他県の方々、そういった実績が多分に残っております、多分に見られることができているので、一概にイベントができてないからといって発信できてないわけではございません。あらゆるチャンスがある、また今年のオリンピックイヤーなどは、まさにそのチャンス到来だと思っておりますので、こうした機会を逃さずにより発展させていき、来年、再来年へと続けていければなというふうに思っております。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

新村副委員長。

【新村副委員長】 それでは、資料の7ページのスポーツ施設活性化事業のことについてちょっとお聞きしたいんですけども、先ほど川とのふれあい公園の話、ちょっと出ましたけども、川ともふれあい公園の中で、トイレが仮設トイレがたしか6基あると思うんですけども、そのトイレがかなり利用しづらいという声が町民の皆様から上がってきていて、あそこ7万2,000平米ぐらいの大きな施設だと思うんですけど、仮設トイレのままにしている状況が、理由がもちろんあると思うんですけども、まず、その理由について教えていただけますでしょうか。

【柳田委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまの仮設トイレの件につきまして、ご回答させていただきます。あの地域が河川法に基づくものでございまして、物を設置するときには必ず移動できるものでなければ設置は許可が下りません。ということで仮設トイレにはしております。一応その理由としては、仮設にしている理由としては、そういった理由がございます。

以上です。

【柳田委員長】 新村副委員長。

【新村副委員長】 やっぱそういう理由があっただけでああいう状態にしているとは思うんですけども、例えば今グリーンロードとかつくられて、河川敷の上とか近隣の土地にトイレを設置するなり、何か利用者に対して、何か少しでもよい状態をつくるようなことができないのかなという部分で、何か意見というか、ご見解を教えてくださいたいんですけども。

【柳田委員長】 大八木スポーツ課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまいただきましたご質問につきまして、各方面からそういったお声をいただいております。県が整備したグリーンロード、グリーンラインにつきましても、一部、拡幅していただいている幅が、いただいている部分がございますので、そういったところに有効な利用者の方々が、活用、利便性のいいような活用できるような施設ができるように、今、少しずつ検討を開始しているところでございます。

以上でございます。

【柳田委員長】 よろしいですか。それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、学び育成部スポーツ課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は13時半です。

---

【柳田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、健康福祉部福祉課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 皆さん、こんにちは。これより健康福祉部4課の令和6年度予算の審査をお願いいたします。

まずは、福祉課分からお願いいたします。説明は中澤福祉課長から、そして質疑については、出席職員全員で対応させていただきます。よろしく申し上げます。

【柳田委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 それでは、健康福祉部福祉課所管の令和6年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料により、ご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

タブレット資料は050、福祉課でございます。

2ページをご覧ください。初めに、職員給与費でございます。主な内容は備考に記載のとおりです。続いて、歳入の特定財源は下表に記載のとおりです。

タブレット資料は、3ページをご覧ください。次に、社会福祉事務経費は、総務担当の事業全般に関する事務経費で、報償費については、地域福祉計画推進会議の委員16名分の謝礼です。旅費は出張旅費です。需用費の消耗品費の皆減理由は、備考に記載のとおりです。

続きまして、タブレット資料4ページをご覧ください。民生委員児童委員活動事業費です。地域福祉の要として、地域住民への的確な援助、相談等を行う民生委員児童委員活動を推進するための経費です。報酬は、民生嘱託員の報酬と民生委員児童委員を推薦するための民生委員推薦会委員への報酬になります。推薦会は年3回の開催を予定しております。旅費は県民児協の会議などへの出張旅費です。負担金補助及び交付金は、寒川町民生委員児童委員協議会への補助金です。続いて、下表をご覧ください。歳入の特定財源は、記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料5ページをご覧ください。次に、社会福祉協議会補助事業費です。社会福祉法人寒川町社会福祉協議会に対し、補助をするものです。地域福祉活動、権利擁護、ボランティア活動、福祉有償運送など、地域福祉の推進を図るための事業費に対する補助金でございます。増額理由は、備考に記載のとおりです。

続きまして、タブレット資料6ページをご覧ください。避難行動要支援者支援事業費でございます。避難行動要支援者きずなプランに基づき、災害時における要支援者の安否確認や情報の伝達、迅速な避難誘導を行うため、特に避難を要する方々の名簿を町が作成し、情報提供に同意された方々の名簿を平時に支援関係者へ提供するもので、5月頃に自治会、民生委員児童委員、消防、警察、社会福祉協議会に名簿を提供する予定でございます。また、令和6年度は3年に一度の登録勸奨を行います。需用費と役務費の内容及び増額理由は、備考に記載のとおりです。使用料及び賃借料は、避難行動要支援者管理システムの借上料でございます。

タブレット資料は7ページをご覧ください。戦没者遺族等援護事業費は、戦没者の遺族や被爆者の方々への追悼、見舞金などの費用で、需用費の消耗品費は秋季慰霊祭での聖火台、負担金補助及び交付金は、町遺族会補助金になります。扶助費は、原爆被爆者見舞金を町内在住の被爆者の方へ1人1万円を支給するもので、13名分の見舞金でございます。続いて、歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は8ページをご覧ください。福祉活動センター維持管理経費でございます。障害者の福祉向上を図るための施設である寒川町福祉活動センターの維持管理を指定管理者制度において行っているもので、改めて、令和6年度から5年間、社会福祉法人翔の会へ指定管理委託を予定しております。役務費は建物災害共済分担金で、委託料は指定管理委託料でございます。増額理由は、備考に記載のとおりです。

タブレット資料は、9ページをご覧ください。保護司会活動支援事業費です。社会を明るくする運動の推進をはじめ、保護司会会員の研修並びに更生保護や犯罪予防の推進を図ることを目的とした活動を行っている団体へ助成するもので、負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎寒川地区保護司会及び寒川地域保護推進会への補助金でございます。

次は、障害福祉関係でございます。初めに、タブレット資料は28ページをご覧ください。補足資料1でございますが、令和6年1月1日現在の手帳の所持人数及び身体障害者障害別集計でございます。参考までにご覧ください。

それでは、タブレット資料の10ページにお戻りください。障害福祉事務経費でございます。障害福祉事業全般にわたる事務経費で、旅費は、事務会議や認定調査に関わる出張旅費でございます。需用費の消耗品費は、研修、教材費等で、印刷製本費は封筒の印刷代です。役務費は郵送料です。委託料は、障害福祉総合システム運用保守委託料で、減額理由は備考に記載のとおりです。使用料及び賃借料は、障害福祉サービス請求等に使用しているコンピューター借上料でございます。

タブレット資料は、11ページをご覧ください。続きまして、障害者自立支援給付事業費です。障害者総合支援法により、障害児（者）が日常生活及び社会生活において自立した生活を送ることができるよう、障害者本人や家族の申請に基づき、障害福祉サービスの給付を行う制度の事業費でございます。報酬は、障害者の区分認定を審査する介護給付費等の支給に関する審査会委員4人分の報酬で、認定審査会は年12回の開催を予定しております。報償費は、認定審査会委員の研修に伴う謝礼でございます。役務費は、認定審査に係る通知等の郵送料、医師意見書及び自立支援給付費等支払いに関わる手数料でございます。減額理由は備考に記載のとおりです。委託料は、町内在住者の認定調査を相談支援事業所等

に委託する費用でございます。扶助費は、障害福祉サービス費で、障害者総合支援法のサービスを利用した際の介護給付費、訓練等給付費及び地域生活支援事業の移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービスの利用等に伴う費用を計上しております。扶助費の内訳につきまして、タブレット資料の29ページをご覧ください。

補足資料2、障害者自立支援給付事業費、児童通所給付事業費の扶助費の内訳をご覧ください。1、介護給付費等から、3、地域生活支援事業まで各種の事業がございますが、主にグループホームで生活する場合の共同生活援助に関しましては、利用者が増えていることから利用増を見込み、扶助費といたしましては、前年度の利用実績等を勘案して前年度より1,058万4,000円の増、対前年度比1.1%の増となっております。

続きまして、4の児童通所支援でございますが、児童発達支援事業や放課後等デイサービスの利用者が増えていることから利用増を見込み、児童通所に関する扶助費といたしましては、前年度の利用実績等を勘案して、前年度より3,885万9,000円の増、対前年度比18.9%の増となっております。

恐れ入りますが、タブレット資料11ページにお戻りください。歳入の特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料の12ページをご覧ください。補装具交付等事業費でございます。身体障害者手帳所持者で身体上の更生のために必要な補装具の購入、修理、貸与に要する費用を助成し、身体障害児（者）の生活の安定と福祉の向上を図るもので、扶助費として給付実績等を勘案して予算計上しております。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は13ページをご覧ください。次に、療養介護医療費助成事業費ですが、国が定める医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理下で、介護及び日常生活上の支援を受ける医療と介護が常時必要な障害者に対し、療養介護医療費を給付するもので、役務費は、国保連や社保基金への事務手数料で、扶助費は、対象者7名分の医療費を計上しております。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は14ページをご覧ください。障害者虐待防止対策支援事業費でございます。障害者虐待防止法に基づき、24時間365日、障害者虐待に関わる通報、届出の受理及び緊急時の一時保護のための居室の確保といった体制整備をすることによって障害者の権利擁護を図るもので、居室の確保のための費用を委託料として計上しております。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は15ページをご覧ください。次に、更生育成医療費助成事業費でございます。手術等の治療により、障害の除去または軽減に効果が期待できる方に対して、医療費の自己負担分を軽減するため自立支援医療の助成を行うものでございます。更生医療は、身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方が対象となり、育成医療は、児童福祉法に規定する18歳未満の障害児が対象でございます。役務費は、国保連や社保基金への事務手数料で、負担金補助及び交付金は、医学的判定業務の負担金でございます。扶助費は自立支援医療費で、主に腎臓機能障害や肝臓機能障害の方でございます。歳入の特定財源は、下表に記載のとおりでございます。

タブレット資料は16ページをご覧ください。相談支援事業費でございます。障害児（者）やその家族、介護者からの相談に適切に対応できるよう相談体制を確保することで、必要な情報の提供や助言、日常

生活上の相談、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業でございます。報酬、職員手当等共済費は、精神保健福祉士である会計年度任用職員1名分の経費を計上しております。増額理由は備考に記載のとおりです。報償費は、寒川町地域自立支援協議会委員15名分の謝礼です。旅費は、会議等出席への出張旅費及び会計年度任用職員の通勤手当を費用弁償として計上しております。役務費は、町長が行う成年後見の審判申立てに要する費用で、裁判所への申立てに必要な事務経費1件分を計上しております。委託料は、障害児（者）や家族、介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行う相談支援事業所2か所の運営委託料と基幹相談支援事業委託料を計上しております。増額理由は備考に記載のとおりです。また、発達障害児（者）及びその家族等への支援事業として、町内の保育園や幼稚園への訪問を行うなどして、クラス運営や発達が気になるお子さんに即した支援についての助言を委託相談支援援助事業所が行っております。扶助費は、成年後見制度利用支援助成費として4名分の後見人等報酬費用を計上しております。特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料17ページをご覧ください。コミュニケーション支援事業費でございます。聴覚障害者等の社会生活上のコミュニケーションを円滑にするため、福祉課窓口到手話通訳士の設置及び手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うことにより、社会参加の促進を図る事業です。報償費は、手話通訳者や要約筆記者派遣に伴う謝礼です。減額理由は、備考に記載のとおりです。需用費は、感染症予防対策として、手話通訳時に使用する透明マスクなどの消耗品費でございます。役務費は、県聴覚障害者福祉協会へ手話通訳などを依頼した場合の手数料と手話通訳時の保険料でございます。使用料及び賃借料は、手話通訳者が通訳業務に使用する際の駐車場使用料でございますが、皆減理由は、備考に記載のとおりです。負担金補助及び交付金は、手話通訳者等に対するインフルエンザ予防接種補助金になります。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は18ページをご覧ください。日常生活用具給付等事業費は、在宅重度障害児（者）等に対し、日常生活用具を給付することにより、障害者の日常生活の利便を図るもので、役務費は給付決定通知等の郵送料です。扶助費は、ストマ用器具や紙おむつ及び特殊マット、特殊寝台などの日常生活用具を給付するための費用でございます。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料19ページをご覧ください。次に、地域活動支援センター機能強化事業費でございます。障害者の地域での生活を支援するため、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る地域活動支援センターの機能充実のための事業費でございます。委託料は、地域活動支援センターFの運営を委託するものでございます。増額理由は備考に記載のとおりです。

次の負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市にあります地域活動支援センターの町民の利用分を負担するための費用でございます。減額理由は備考に記載のとおりです。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

タブレット資料は、20ページをご覧ください。就業就労支援事業費でございます。障害者の職業能力に応じて就労を目指すことを支援する事業で、負担金補助及び交付金は、湘南地域就労援助センター運営事業負担金で、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町で湘南地域就労援助センターの運営費を負担しているもので、寒川町分の運営費等の負担金でございます。人口割で案分しておりまして、寒川町は

7%を負担しております。扶助費は、障害者が就労に向けて、訓練施設や就労継続型の事業所等に通所した場合の交通費の一部を助成するものでございます。なお、増額理由は、備考に記載のとおりです。

タブレット資料は21ページをご覧ください。社会参加支援事業費でございます。障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、社会参加を支援するための事業費でございます。委託料は、手話奉仕員養成講座の委託料で、増額理由は備考に記載のとおりです。負担金補助及び交付金は、寒川町福祉団体協議会への補助金でございます。扶助費は福祉タクシー利用助成でございます。減額理由は備考に記載のとおりです。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は22ページをご覧ください。在宅障害者福祉サービス充実事業費でございます。障害者が自立して、安心した地域生活が送れるようにすることを目的に、在宅重度障害者のための各種事業費でございます。委託料は在宅の独り暮らしの重度障害者に対し、希望に応じて緊急通報システムを設置し、24時間体制で、緊急時の病気やけが等に迅速に対応する在宅重度障害者緊急通報システム委託料と、行方不明になるおそれがある障害児（者）をあらかじめ登録し、行方不明となった場合に関係機関が連携して早期に発見、保護し、家族の不安を和らげるため実施する障害者のためのSOSネットワーク事業委託料を合わせて計上しております。減額理由は、備考に記載のとおりです。

続きまして、負担金補助及び交付金は、住宅改造費用の一部を助成する重度障害者住宅設備改良費でございます。減額理由は、備考に記載のとおりです。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料は23ページをご覧ください。地域生活支援拠点充実事業費でございます。障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、障害者が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で障害者の生活を支えるため、複数の支援機関の連携により、障害者の居住支援等を行う地域生活支援拠点を位置づけ、その機能を充実するための事業費となっております。委託料は、保護者や介護者のけが、入院等、緊急時の受入れ体制としての居室の確保や支援員の派遣費用でございます。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は24ページをご覧ください。次に、重度障害者等医療費助成事業費でございます。重度障害者等の健康維持や福祉の増進を図るために、重度障害者等の医療費の保険診療分の自己負担額を助成するもので、役務費は、医療証等の郵送料や審査支払い手数料でございます。減額理由は備考に記載のとおりです。扶助費は、県補助事業の重度障害者の対象者のほか、町単独で精神障害者1級の入院費及び中度の知的障害者の方、身体障害で内部機能障害の3級の方を対象に医療費の助成をするものですが、医療費の実績を勘案して予算計上しております。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料は25ページをご覧ください。障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費でございます。負担金補助及び交付金は県及び2市1町、藤沢市、鎌倉市、寒川町の広域連携により、在宅の重度障害者等に24時間365日対応できるよう、短期入所の拠点事業所を湘南東部障害保健福祉圏域に確保するため、町負担分を人口割と実績割に基づき補助するもので、事業者は、藤沢市にあります社会福祉法人光友会を予定しております。減額理由は備考に記載のとおりです。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

タブレット資料は26ページをご覧ください。児童福祉給付事業費でございます。児童福祉法に基づき実施する児童通所支援の給付を行うもので、役務費は、国保連への審査手数料です。扶助費は、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用に対して、事業者へ支払うものでございますが、扶助費の内訳は先ほど補足資料でご説明したとおりでございます。増額理由は備考に記載のとおりです。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は27ページをご覧ください。令和6年度休止及び廃止等事業は、社会福祉基金積立金と、寒川町障害者福祉計画推進事業費でございます。それぞれ記載のとおりでございます。

最後に、タブレット資料30ページから32ページをご覧ください。補足資料3、令和6年度寒川町障害者就労施設等からの物品等の調達方針でございます。この調達方針は、障害者優先調達推進法第9条第1項により毎年の調達方針を策定し、公表が求められているものです。寒川町においても、物品等の調達に当たって、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的として、物品等の調達目標を定めた方針について予算等を勘案し、毎年度作成し、公表しているものでございます。

タブレット資料31ページをご覧ください。令和6年度の調達目標金額は、各課の予算要求状況や障害者就労施設等の状況を踏まえ、さらに、障害者の働く場所の確保や工賃向上を考慮して、前年度より10万円増額し、280万円以上としております。

また、タブレット資料の32ページは、町内の障害者就労施設等が受注できる物品役務等一覧で、調達方針に添付して公表することとしております。

以上で、福祉課所管の予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

青木委員。

【青木委員】 まず、8ページの福祉活動センターの維持管理経費のことについてお尋ねします。これ備考欄に指定期間に伴い、管理委託料を見直したためということなんですが、どのような部分を見直してこのような額になったかということについて、説明していただけますか。

それと障害者、11ページの障害者自立支援給付金、この扶助費のことなんですけど、今、先ほどいろいろと説明は受けたんですけど、この利用増の要因をもう少し詳細にお答えしていただけますでしょうか。

それと15ページの更生育成医療助成事業費。こちら資料を見ますと実働人数が1,344人となっております。18歳以上の方が対象だということで、実際に更生にその障害を更生させるために占める、その更生に占める割合の障害の状況というんですかね、それとあとどういった治療を進めているのかというのを分かる限りでいいんで説明してください。

それと17ページのコミュニケーション支援事業費ですけど、こちらは、備考欄では実績に基づきは派遣予定数の見直しを行ったことによる減ということなんで、必要最低限とは思いますが、なぜその減になったかということについて、もう少し詳しく教えてください。

以上4点、よろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】　　ただいま5点だったかと思われるんですけど、ご質問いただいているかと思ます。すいません、まず1点目、福祉活動センターの管理委託料の見直しについての内容のお尋ねかと思われまます。こちらにつきましては、人件費の部分がやはり増という形と、あと今物価高騰、電気代とか、光熱水費というものが高騰している中で、やはりこの先もその部分は予算の中で対応をさせていただいているという形になっております。

それから、2点目の自立支援の関係の扶助費利用増の要因ということですが、要因が様々あるんですけど、考えられることとしましては、まず療育手帳の知的の部分とか、あとは精神、自立支援医療も含めた手帳と自立支援医療を取得されるという方が多くなっている背景がございます。それから、あと身近に事業所が寒川の町内もそうなんですけど、近隣の市町村でも身近な事業所が増えてきていて、利用しやすい環境にあるということが考えられるかと思ます。あと、やはりサービスをご利用いただくと、それなりのご負担が軽減されるということもありますので、それに伴ってのサービスの利用が増えるということも要因と考えられます。

それから、次、3点目の更生医療の関係でございます。こちらが更生医療といたしましては、令和5年の直近なんですけど、実人数としましては49名の方が医療の助成を受けていらっしゃいます。その中で多くを占めるのが人工透析になります。人工透析になりますと、治療としては週3回程度の透析の治療に通院されているというところが主な部分です。あとは例えば人工股関節なんていう部分は手術をしていただいて、人工の股関節に入れ替えていただくという形になりますので、そういう形のものも更生医療の対象となっております。

それが、それから最後、コミュニケーションの派遣の減ということでございます。やはりちょっとここ数年間コロナの影響がありましたので、イベント等が、ちょっと主催の部分で減っているというところが大きな要因かと思われまます。主な内容は、医療機関に手話通訳者の方が派遣されて、通訳をしていただくというのが主なもので、そちらの部分に関してはご申請どおり派遣をさせていただいている状況です。ただし、予算としては全体的な実績を鑑みさせていただいて、今回は減額という形になっております。

すいません、ちょっと以上になります。

【柳田委員長】　　青木委員。

【青木委員】　　まず、1つ目は福祉活動センター、やはり今このご時世ということで人件費増と物価高騰の対応ですよということで、こちら分かりました。あと、扶助費についてもサービス、サービスが身近になったということと、いろいろな病院についても自立支援ができているということで、こちらのほうも分かりました。あと、人工透析49名もということは、0.01%ぐらいになっちゃう、ちょっとあれですけど、かなりの人数だと思うんです。人工関節ということについても。どちらかという治すというよりはやっぱり治療、治す治療というよりは、それ以上悪くしないというようなやっぱり治療ということなんですよね。そういった点の見解をちょっとお聞かせください。

それとあと、一応いろいろなことの要因があつて、医療、この辺のところは減ってはいるんですけども、ちゃんと対応しているんですよということで分かりましたので、この更生育成医療費のところのちょっと見解だけお聞かせください。

【柳田委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 すいません、ちょっと先ほどの私の説明不足で申し訳なかったんですが、人工透析というより、更生医療は全体で49名ということで、そのうち人工透析が42名という形になっております。やはり生命を維持するためには、人工透析というものは欠かせないという形になっているかと思われれます。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 5ページの社会福祉協議会の補助事業費の中で、人件費が少し増えましたと。その中で生活困窮に関わる相談員の配置とありましたけれども、この生活困窮相談員の配置というのは新設という理解でよろしいのかどうかということと、あと、この配置される方は何だろうな、特殊な資格等をお持ちの方がされるのかどうかということと、あとこの相談員さんを置いていただくことによって、寒川町にある今の、今ある課題に対してどういった課題に向き合っていただくことになるのか、その辺のお仕事の具体的な部分、その辺、お答えいただけますでしょうか。

【柳田委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 1点目、すいません、社会福祉協議会の補助の中で、専門職の配置というものがこれが新設かどうかというお尋ねだったかと思います。これ、特に今までコロナの貸付けの部分を主に携わっていただいた方がちょっと定年を迎えられるということで、それで今回専門員としてまた募集しているという形なんですけど、これただのコロナの貸付けではなくて、これからやはり生活の再建に向けたご相談というものがやっぱり必要になってくると。そこにやはり注力を注いでいただくために、専門員として資格としては社会福祉士、そちらをお持ちの方で経験が3年以上の方を募集したということで伺っております。

以上になります。

【柳田委員長】 あとすいません、課題にどのように向き合っていくのかという質問もあったと思うんですけど。

中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 すいません、課題にということはちょっと先ほども触れさせていただきましたが、生活全般の生活困窮に対しての生活を再建していくために、やはりどういう形でその方に支援が必要なのかということとかがやはり必要になってくると思いますので、その部分を相談者に寄り添って、今の現状をまず把握した上で、必要な支援につなげていくというような、そういう形のポジションで対応していただこうと考えております。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

新村副委員長。

【新村副委員長】 私から1点で、ページ数にしてすいません、22ページ、在宅重度障害者緊急通報システムのことについてお聞きしたいんですけども、こちらの今利用者数というのは、どのぐらいの人数がいらっしゃるんですか。

【柳田委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 こちらはちょっとしばらくの間、ご利用されていた方が入院とかされていて実績がなかったんですけど、令和5年の8月から1名新たにご申請いただいて、今、ご利用いただいているという状況でございます。

【柳田委員長】 新村副委員長。

【新村副委員長】 ということは今、1名だけが利用していて、ほかにはいらっしやらない。そういうことですか。分かりました。これは希望制とかじゃなくて、全ての、そういう該当する方に関しては、利用していただいているような状況ということよろしいでしょうか。

【柳田委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 基本的にはご申請をいただいて、ご希望があればこちらのほうで承らせていただいておりますが、基本的なその周知という部分では、やはり手帳を新たに取得された方とかにつきましましては、こういうサービスがありますということを窓口で、その方その方に応じたサービスを周知させていただいておりますので、その中で、ご利用のご希望があればご申請を承っているという形になっております。

【柳田委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、健康福祉部福祉課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【柳田委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開します。

それでは、健康福祉部高齢介護課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 では、引き続き、高齢介護課所管の予算審査をお願いいたします。

三橋高齢介護課長から説明し、質疑については、出席職員全員で対応させていただきます。よろしくお願ひします。

【柳田委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 それでは、健康福祉部高齢介護課所管の令和6年度一般会計予算につきまして、予算特別委員会説明参考資料によりご説明させていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、タブレット資料は060、高齢介護課一般会計の2ページをご覧ください。高齢者社会活動推進事業費は、公益社団法人寒川町シルバー人材センターに対する運営費補助金と県シルバー人材センター協議会の負担金でございます。主な増減理由は、備考欄のとおりです。なお、特定財源はございません。

3ページをご覧ください。敬老事業費は敬老金とその支給のための事業費でございます。需用費の消耗品費は、高齢者訪問時にお渡しする花束代、また、新たな取組として、敬老祝い金の商品券と合わせて、さらに長寿を祝い、その気持ちを伝えるため、メッセージカードを添えて贈呈することといたしております。役務費は、敬老金対象者への通知用郵送料。扶助費は、敬老祝い金の商品券購入費で、ともに対象者数減に伴い、減額となっております。なお、特定財源はございません。

4ページをご覧ください。高齢者生きがいつくり等支援事業費は、町シニアクラブ連合会への補助金と、新たな取組である寒川町高齢者運転免許自主返納等支援事業の事業費でございます。役務費は、高齢者運転免許自主返納等支援事業の申請者に対し、タクシー券郵送に伴うもの。負担金補助及び交付金は、町シニアクラブ連合会への補助金。扶助費は、高齢者運転免許自主返納等支援事業の助成金でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、5ページをご覧ください。旧措置者利用者負担額軽減事業費は、高齢で障害をお持ちの低所得者の介護サービス利用を図るための利便を図るための助成事業と、社会福祉法人による利用者負担軽減に伴う補助事業です。現在該当がないため、科目設定上の金額としております。役務費は審査支払い手数料。負担金補助及び交付金は、社会福祉法人等が利用者負担を減免した場合、その減免額を基礎に補助するもの。扶助費は、ホームヘルプサービスを利用した場合の軽減措置です。なお、特定財源は記載のとおりです。

6ページをご覧ください。ふれあいセンター運営経費は、寒川町ふれあいセンターの運営維持管理の経費です。役務費は建物の火災保険料。委託料はふれあいセンターの管理運営委託料です。

7ページをご覧ください。高齢者在宅福祉サービス事業費は、日常生活の維持継続に支障のある高齢者の支援及び見守りのため、5つの事業、独り暮らし老人緊急通報システム事業、寝たきり老人等個別塵芥収集事業、独り暮らし老人等給食サービス事業、寝たきり高齢者等おむつ代助成事業、生活管理指導短期宿泊事業を委託して実施しています。主な増減理由は備考欄のとおりです。

8ページをご覧ください。湘南広域社会福祉協会負担事業費は、養護老人ホーム湘風園について、湘南広域社会福祉協会に対し、再整備に係る事業費の補助を行うものです。主な増減理由は、備考欄のとおりです。

9ページをご覧ください。老人保護措置事業費は、身寄りのない高齢者や様々な事情により家庭で生活することが困難な高齢者に生活する場を提供するもので、老人福祉法第11条に規定されている養護老人ホームの入所措置費でございます。報償費は、入所判定委員会の謝礼。役務費は、入所措置費負担金口座手数料。扶助費は、老人ホーム入所措置費です。なお、特定財源は記載のとおりです。

10ページをご覧ください。老人福祉事務経費は、高齢福祉担当職員の事務経費で、旅費は、担当会議などに出席するための普通旅費です。主な増減理由は備考欄のとおりです。

11ページをご覧ください。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施にかかる経費でございます。健康づくり課と高齢介護課にて行っております。高齢者の通いの場などにおいて、フレイルチェックやフレイル予防について啓発活動及び健康相談を実施しておりますが、実施主体が高齢介護課へ移行されたものです。報償費は、通いの場で講義を行う歯科衛生士等への謝礼。需用費の消耗品費は通いの場で使用する消耗品の購入費。備品購入費は、通いの場で使用する口腔チェック器具の購入費です。新規予算のため皆増となっております。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

12ページをご覧ください。介護保険事業特別会計繰出金は、介護保険事業運営に伴う町の負担金で、一般会計から介護保険事業特別会計へ繰出金という形で支出するものです。主な増減理由は、備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

13ページをご覧ください。歳入の一般財源分です。財産使用料は、ふれあいセンター内の自動販売機1台、隣接ゲートボール場公衆電話1基、電話柱1本に係る土地使用料でございます。自動販売機等電気使用料は、ふれあいセンター内の自動販売機1台分の電気使用料でございます。

以上で、高齢介護課所管の一般会計、民生費、老人福祉費事業費の説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

**【柳田委員長】** 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

青木委員。

**【青木委員】** 4ページの高齢生きがいつくり支援等支援事業費のところ、これは新規の高齢者免許自主返納等支援助成金について、詳細をお聞かせください。

それとあと、11ページの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費の中の備考欄で、通いの場で云々書いてありますよね。この通いの場所ってどういう、どういった場所なのかということとその数、通っている、通う人の数を把握してればその辺の、あと対象者がいらっしやった、その通いの場所について、その対象者というのがいらっしやる、当然、高齢化ですから、高齢者の方だと思っんですけども、その辺の詳細も併せてお聞かせください。

**【柳田委員長】** 三橋高齢支援課長。

**【三橋高齢介護課長】** まず1つ目の、高齢者運転免許自主返納等支援事業の概要についてなんですけども、運転免許証の自主返納することは、加齢などによって身体機能の衰退ですとか判断力の低下など、そういったことによって安全な運転に支障が出るという理由から、運転免許証を返納したいという方が自主的に返納する制度なんですけども、様々な理由により、自動車等の運転が困難となって、運転免許を自主的に返納した方及び失効者への移動手段確保の支援策として、この事業を行います。このことによって、運転免許自主返納した方に対して、タクシーを利用する場合の費用の一部を助成することによって、外出機会の拡大と社会参加への支援、健康づくり生きがいの増進を図ることを目的としております。

**【柳田委員長】** 伊波副技幹。

**【伊波副技幹】** 一体化についてのお話をさせていただきます。通いの場なんですけれども、令和5年度はシニアクラブの4団体に年間2回ずつ、フレイル予防等の支援をさせていただきました。人数につきましては、おおむね4団体、2回行くことで130人ほどの方にご参加いただいております。令和6年度につきましては、こちらのシニア連の部分を多くのシニア連の会長会に出向きまして、多くのシニア連の会長さんたちが、ご自分たちの団体もやってみたいというお声が聞かれまして、来年度は一応12団体に2回で、私たち専門職が伺って支援をさせていただく予定なんですけど、こちらのほうは、1回様子を見てからとか、まだ調整中の団体がございます、一応予定が12団体ということになっております。そのほかにも、まだちょっと行ってないんですけども、こちらの3月、令和6年度の3月には、しゃべる一むと言って地域の集まりの方のところに、フレイル予防のお話について1回行かせていただいたり、もくせいハイツの講師派遣事業の後のお時間をいただきまして、その後に、フレイル予防のお話だとかをさせていただく予定となっております。

以上です。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 自主返納をやはりその体力ですとか、いろいろな要因で運転ができなくなるとか、やっぱりその仮によって自主返納を促すというような、これ町長、一般質問でも取り上げたんですけど、タクシー券ということなんですよね。タクシー券を一部補助という形で、額的なものを見ると何人ぐらいを対象にしているのか、想定しているのかということをお聞かせください。

それとあと、高齢者のこの一体的実施事業費については、シニアクラブを中心にまたこれからも増えますよという話で分かりました。そうですね、ここはそうですね、場所的にはいろいろなところでフレイル予防をということで活動していると、活動する予定だということが分かりました。その1点目の何人、想定されているのかということをお聞かせください。

【柳田委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 まず人数なんですけれども、令和6年度の免許返納者を100人と想定してまして、そのうちの近隣で同じような事業をやっているのは鎌倉市さんがあるんですけど、そちらを参考に65%の申請があると見込んでまして、その人数で想定しています。初年度に関しては5年度に返納した方も、対象とすることといたしております。ご承知のとおり、令和5年度中に神奈川県警と運転免許の申請取消し、または行政処分により運転免許を失った高齢者の相談支援に関する協定というものを結んでおりまして、その方たちは締結を契機に運転免許証を返納した方もいらっしゃると思いますので、そのような方を救うためにも、令和5年度中に返納した方についても対象としたいということで、今回は予算計上しております。

以上でございます。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 65%、100人ですから、前年入れるとそうですね、100人ぐらいというふうな想定だというのは分かりました。あと事業自体の内容、金額的1人当たりの金額ですとか、あと、それが何度でも使えるのかという点ですとか、その辺の具体的な施策について、来年度はどういうふうに、どういうふうな感じで進めていこうとしているのか、お聞かせください。

【柳田委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 まず、助成額の内容なんですけれども、タクシー券1枚当たり500円、これを12枚つづりで6,000円分の助成を行います。有効期限がありまして、その申請した次の年度、年度末までとしております。

以上でございます。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 私も運転免許自主返納支援助成金について、ちょっと関連するところで質問をさせていただきたいんですが、今、金額、それから1人に対して12枚というのが上限になるということで、1人に対して6,000円分が上限になりますよということで、その多分130人分ということだったのかな、78万円ということになるかと思いますが、まず、これ申請する際に何か自主返納したというよ

うな証明書が必要となるのかどうか。それとあと、本人以外が使えないような形になっているのかどうか、その辺についてまず、お答えいただきたいのと、それから、今お話ですと令和5年、それから、分に返納した人も、来年度については含みますよというお話だったんですが、これは継続事業としてやっていくとは思いますが、令和5年以前の方については対象とならない理由というか、というのは何だろう、どう解釈すればいいのか、その辺について見解をお聞かせいただけますか。

【柳田委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 まず、申請のときに必要な書類なんですけども、自主返納者に関しては、申請による運転免許の取消通知書というのが発行されるので、そちらとか、あとは警察署で穴を開けて、自主返納日が記載されて運転免許証を穴を開けたもの、そのどちらかになります。あと免許証を更新しなかった方、この方たちに関しては運転免許経歴証明書という、これはちょっとお金がかかっちゃうんですけども、そちらをお持ちいただいて、提出していただくことになります。

あと、2点目なんですけども、本人が分かるように本人以外使用できないのはどういったことになっているかということなんですけど、タクシー券に名前を一応記載して、それでその方以外は使えないということにさせていただいています。

あと3つ目なんですけど、令和5年度以前の申請の方のお話なんですけども、先ほどちょっと申したんですけども、令和5年度の協定をきっかけにこの事業、ちょっと検討を始めたので、令和5年度以降の方ということでちょっと限定させていただいています。

以上でございます。

【柳田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 内容については分かりましたが、確かに令和5年の協定に基づいてということで、対象をそこで切らなきゃいけないということは理解した上で、当然、令和4年度に返納した自分はどうなるんだと、なぜ対象にならないんだと、それ以前の方にも同じような不公平感、こういったものがどうしても出てしまうと思うんですけども、そこについては、対処できないという理解しかないのでしょうか。

【柳田委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 そうです。おっしゃるとおりではあると思うんですけど、そういった意見も実施できればいいんですけど、今回に関しては協定がきっかけだったということで、この制度をつくったと。繰り返しになってしまうんですけど、そういったことをご理解いただければと思います。よろしくをお願いします。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

岸本委員。

【岸本委員】 3ページのメッセージカード配布敬老事業費の内容でございますけども、どのようなメッセージカードをお配りするのかわかりませんか、お聞かせください。

【柳田委員長】 青木副主幹。

【青木副主幹】 メッセージカードにつきましては、ちょっと温かみのあるようなものでメッセージを書いて、例えば和紙製のものですと頑張ってくださいという、おめでとうございますというようなもので、

そういったざっくりしたものになるんですけど、そういったものをお渡しして、長寿の方をねぎらうというような内容でメッセージを書く予定でおります。

以上です。

【柳田委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 それを飾ったりしても見栄えがいいというのか、それともただ単に記念品とともに添えてお渡しするだけなのか、その辺りの話を聞かせてください。

【柳田委員長】 青木副主幹。

【青木副主幹】 そうですね、大きさ的にはメッセージカードなんでこのぐらいにはなるんですけど、町のほうから心を込めて、そこにちょっと飾っていただけるようなものはご用意できればなと思っております。

【柳田委員長】 よろしいでしょうか。他に質疑はございますでしょうか。

新村副委員長。

【新村副委員長】 それでは、2ページのシルバー人材センターの件でちょっと確認したいことがあります。高齢社会活動推進事業費の件ですね。その部分で備考欄に、町シルバー人材センターの補助金職員退職等に伴う減ということが書いてあるんですけども、これは、職員さんが辞められて減ということでしょうか。

【柳田委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 長らく勤めていた方がお一人退職されて、人数的にはもう1人、入っていたので、人数的には変わらないんですけど、長らくお勤めした方が退職して、減になったということでございます。

【柳田委員長】 新村副委員長。

【新村副委員長】 分かりました。なのでこの金額を見た限り、何か1人辞められて、補充してないのかなというふうにとちょっと疑問に思ったので、ちょっと確認させていただきました。大丈夫です。

【柳田委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

続きまして、特別会計について執行部の説明を求めます。

三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 続きまして、令和6年度介護保険事業特別会計の予算につきまして、予算特別委員会説明参考資料によりご説明させていただきます。それでは、タブレット資料は061、高齢介護課特別会計でございます。

2ページをご覧ください。職員給与費でございます。主な内容は、備考欄に記載のとおりでございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

3ページをご覧ください。介護保険運営事業事務経費は、介護保険事業を円滑かつ適正に行うために必要な事務経費でございます。報酬は、介護保険運営協議会の委員報酬。旅費は、担当職員の会議等出席のための普通旅費。需用費の消耗品費は、介護保険パンフレット等の購入費。印刷製本費は、被保険者証等の印刷製本費。役務費は、被保険者証等の郵送に伴う通信運搬費、国民健康保険団体連合会への共同処理手数料。委託料は、制度改正に伴う介護保険システム改修等。使用料及び賃借料は、介護保険

システムの借上料。負担金補助及び交付金は、介護保険システム利用の負担金です。主な増減理由は、備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

4ページをご覧ください。介護保険料賦課徴収事務経費は、介護保険料の賦課徴収事務に要する経費でございます。需用費の印刷製本費は、保険料の納入通知書等の印刷製本費。役務費は、納入通知書等の郵送に伴う通信運搬費と口座振替手数料。委託料は、コンビニ等収納代行委託料、モバイルクレジット収納代行委託料、納入通知封入封緘の料金でございます。主な増減理由は、備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

5ページをご覧ください。介護認定審査会経費は、介護認定審査会の開催事務経費でございます。報酬は委員の報酬。報償費は、委員内定者研修の謝礼。旅費は委員の交通費。需用費の消耗品費は、資料作成用の用紙、プリンターカートリッジ等の購入費。役務費は認定結果通知の郵送料です。主な増減理由は、備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

6ページをご覧ください。認定調査等経費は、介護認定調査等に関わる事務経費でございます。報酬は職員手当、認定調査員の報酬。需用費の消耗品費は、調査時着用マスク、フェースシールド等の購入費。被服費は認定調査員の調査時の靴下代等。医薬材料費は、認定調査時の手指消毒用のアルコール代。役務費は、医師の意見書依頼と要介護更新の未申請者への通知の郵送料、認定審査に必要な医師の意見書作成手数料です。委託料は、遠隔地における認定調査実施の委託料。使用料及び賃借料は、認定調査時に使用する駐車場使用料や道路通行料です。主な増減理由は、備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

7ページをご覧ください。介護サービス事業費は、要介護認定をされた被保険者が介護サービスを利用された場合に、介護保険給付を行うものでございます。主な増減理由は、備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

8ページをご覧ください。介護予防サービス事業費は、要支援認定をされた被保険者が訪問介護、通所介護以外の介護予防サービスを利用された場合に、介護保険給付を行うものでございます。主な増減理由は、備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

9ページをご覧ください。審査支払手数料は、介護サービス等諸費の請求に伴う審査手数料として、国保連合会へ支払うものでございます。主な増減理由は、備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

10ページをご覧ください。高額介護サービス事業費は、要介護認定をされた被保険者について、同一月の利用者負担の合計額が一定の上限額を超えた場合の給付費でございます。主な増減理由は、備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

11ページをご覧ください。高額介護予防サービス事業費は、要支援認定をされた被保険者について、同一月の利用者負担の合計額が一定の上限額を超えた場合の給付費でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

12ページをご覧ください。高額医療合算介護サービス事業費は、要介護者がいる世帯内で医療及び介護保険の両制度における1年間の自己負担の合計額が高額となった場合、一定の上限枠を超えた場合の給付費でございます。主な増減理由は、備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

13ページをご覧ください。高額医療合算介護予防サービス事業費は、要支援者がいる世帯内で医療及び介護保険の両制度における1年間の自己負担の合計額が高額となった場合、一定の上限枠を超えた場合の給付費でございます。主な増減理由は、備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

14ページをご覧ください。介護予防生活支援サービス事業費は、要支援者と厚労省の基本チェックリストを活用して事業対象となった方が、訪問介護と通所介護を利用された場合に給付されるものでございます。委託料は、要支援者などを対象に家事などの生活援助を提供する事業、訪問型サービスAの事業費。負担金補助及び交付金は、要支援者のための訪問型と通所型のサービス、介護予防生活支援サービス事業を行う事業でございます。主な増減理由は、備考欄のとおりでございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

15ページをご覧ください。介護予防ケアマネジメント事業費は、厚労省の基本チェックリストを活用して事業対象となった方が、訪問介護と通所介護を利用された場合のケアマネジメントの費用でございます。主な増減理由は、備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

16ページをご覧ください。介護予防事業費は、高齢者の生活の質の向上や心身機能の強化、改善並びに社会参加を促し、介護予防に努めていただくための事業実施費用でございます。会場で体を動かす元気はっけん広場（集合版）や、自宅で介護予防に取り組む元気はっけん広場（在宅版）、地域の集いなどに介護予防の専門知識を持った講師を派遣して取り組む介護予防講師派遣事業、自発的な奉仕活動を通じ、高齢者の社会参加、生きがいづくりを支援するためのシニアげんきポイント事業、高齢者スポーツ大会、また、介護予防・認知症予防に向けた新たな取組として、ゲーム感覚で楽しく脳トレーニングができるeスポーツ事業を実施します。

【柳田委員長】 暫時休憩いたします。

---

【柳田委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開します。

予算特別委員会の審議の途中ではありますが、本日、東日本大震災から13年が経過しますので、ただいまより、震災により犠牲になられた方々に哀悼の意をささげるため、1分間の黙禱を行います。

その場でご起立をお願いいたします。黙禱。

(黙禱)

【柳田委員長】 ありがとうございました。

それでは、引き続き、説明をお願いいたします。

三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 続きまして、報償費は、元気はっけん広場開催時の要約筆記者、手話通訳者の謝礼等。医療費の消耗品費は、事業参加者への案内通知用の封筒代。役務費は、参加者への通知等の郵送料。委託料は事業実施委託料です。主な増減理由は備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

17ページをご覧ください。地域包括支援センター事業費は、高齢者の総合相談、包括的ケアマネジメントを行う寒川町地域包括支援センターを運営するための委託料です。主な増減理由は、備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

18ページをご覧ください。任意事業費は、町内の介護施設の利用者の不安や疑問などを聞き、介護サービス提供事業者と町との橋渡し役を務める介護相談員の派遣、成年後見制度の利用支援、家族介護教室や認知症サポーター養成講座等の事業実施費用、認知症等高齢者行方不明SOSネットワーク事業でございます。報償費は、介護サービス相談員の謝礼。旅費は、介護サービス相談員の研修参加のための旅費と、成年後見人申立書提出時の旅費。需用費の消耗品費は、認知症サポーター養成講座用副読本の購入費と、家族介護教室用のテキストなどの教材費。役務費は、成年後見申立ての費用や成年後見医師鑑定書の作成手数料、介護相談員の傷害損害保険料など。委託料は、認知症等高齢者行方不明SOSネットワークの委託料。使用料及び賃借料は、町ホームページに掲載の「これって認知症？」という認知症チェックサイトの提供に伴う使用料。扶助費は、成年後見人の報償費の支払いが困難な方に対して、費用の補助を行う成年後見人等への報酬扶助でございます。主な増減理由は、備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

19ページをご覧ください。在宅医療・介護連携推進事業費は、平成25年から茅ヶ崎市と共同し、医療と介護の両方の援助が必要な人のために、包括的に支援できるような仕組みを検討する在宅医療・介護連携推進事業を実施しております。医療職と介護職を合わせた多職種研修などを開催する事業実施費用でございます。主な増減理由は、備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

20ページをご覧ください。生活支援体制整備事業費は、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活していただくために必要な生活支援サービスや介護予防サービスについて、地域の実情に即した基盤整備を図るために、寒川町生活支援介護予防サービス基盤整備推進会議を開催するとともに、この推進役として、生活支援コーディネーターを配置するための事業実施費用でございます。報償費は、推進会議委員の謝礼。委託料は、町社会福祉協議会に委託して、生活支援コーディネーターを配置するものでございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

21ページをご覧ください。認知症総合支援事業費は、認知症状のある人が、できるだけ住み慣れたところで暮らし続けられるように、専門医や保健師らで構成する認知症初期集中支援チームや、認知症地域支援推進員による活動を通して、本人や家族の支援をする事業実施費用でございます。報償費は、推進会議委員の謝礼。委託料は、町社会福祉協議会に委託して、認知症支援推進員1名を配置するものです。また、予算には計上されておきませんが、今後、認知症高齢者のさらなる増加が見込まれる中、町では、6月より認知症支援推進員を採用し、推進員を2名体制とすることにより、強化を図ってまいります。主な内容は備考欄に記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

22ページをご覧ください。地域ケア会議推進事業費は、要支援の方などの生活課題の解決による生活の質の向上と、多様な専門職から助言を得ることで、地域包括支援センターの職員らの資質の向上を図る介護予防のための地域ケア個別会議。また、個別ケースの課題を分析し、地域課題の解決に必要な地域づくりや地域資源を見だし、施策形成につなげる地域ケア会議を開催する事業実施費用で、報償費は、これらの会議出席に伴う参加者への謝礼です。主な増減理由は備考欄のとおりです。なお、特定財源は下記に記載のとおりです。

23ページをご覧ください。審査支払手数料は要支援の方と事業対象の方が訪問介護と通所介護を利用した分の審査支払手数料です。主な増減理由は、備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおり

です。

続きまして、24ページをご覧ください。高額介護予防サービス費相当事業費は、要支援の方と事業対象の方で、訪問介護と通所介護の2つのサービス費の自己負担が高額になる場合、収入等に応じた利用者負担の段階区分に応じて、利用者負担の軽減を図る事業実施費用でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

25ページをご覧ください。高額医療合算介護予防サービス費相当事業費は、要支援の方と事業対象の方の医療保険と、訪問介護と通所介護の2つのサービス費の介護保険の自己負担の合計額が高額になる場合、収入等に応じた利用者負担の段階区分に応じて、利用者の負担軽減を図る事業でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

26ページをご覧ください。介護給付費等準備基金積立金は、前年度決算に伴う介護保険料の余剰金を急激な保険給付費や、地域支援事業費の増による保険料の不足の際に充当するために基金に積み立てておくもので、科目設定のための金額となっております。主な内容は記載のとおりでございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

27ページをご覧ください。一時借入金利子は、介護保険事業特別会計の運営資金に不足が生じた場合に、金融機関から一時借入れを行った際の利子を支払うためのものです。科目設定上の金額としております。なお、特定財源は記載のとおりです。

28ページをご覧ください。第1号被保険者保険料還付金は、資格喪失等による保険料の還付金で、主な原因といたしましては、死亡、転出等によるものでございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

29ページをご覧ください。介護給付費過年度分返還金は、国県支出金等の余剰金を返還するためのもので、金額は科目設定上のものです。

30ページをご覧ください。予備費は、介護保険事業の事務費等に対応する予備費です。なお、特定財源は記載のとおりです。

最後に31ページをご覧ください。高齢者数、認定者数と、保険給付費の推移といたしまして、令和元年度から令和5年度までのものを表にしております。詳細は、秋庭副主幹より説明させていただきます。

**【柳田委員長】** 秋庭副主幹。

**【秋庭副主幹】** それでは、タブレット31ページをご覧ください。このページは、高齢者数、認定者数と保険給付費の推移の5年分のデータとなります。

まず、1番目の表は、人口と高齢者数と高齢化率です。高齢化率は5年で0.5ポイントの増となりました。令和3年度から令和5年度が計画期間である第8次計画における令和5年度の推計値は、高齢者人口1万3,494人、高齢化率28.1%と推計していたしましたので、高齢者人口でプラス27人、高齢化率でマイナス0.6ポイントと、高齢者人口は推計を若干上回っておりますが、高齢化率は下回った結果となりました。

次に、認定者数です。この数値には第2号被保険者、40歳から64歳の介護認定者も含まれます。この合計値を見ると、高齢者人口の増加もあり伸びているということが見てとれます。令和元年から令和5年の増加状況ですが、着実に増えており、令和元年から令和5年で約1.22倍の認定者数の増となっております。

ます。また、第8次計画においては、令和5年10月1日での要介護認定者数を2,237人と推計しておりましたので、上回る結果となりました。

最後に、保険給付費の状況です。令和5年度の数值については決算見込額です。予防給付費は、要支援1及び2の方が介護サービスを利用したときの給付費。介護給付費は、介護1から5の方が介護サービスを利用したときの給付費です。全体としては、令和元年から令和5年までで約1.17倍となっており、認定者数の伸びよりも低い状況となっております。

以上で、31ページの説明を終わらせていただきます。

**【柳田委員長】** 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

青木委員。

**【青木委員】** 10ページの高額介護サービス事業費です。こちらは実績を踏まえ、利用見込量を精査したことによる減ということなんですが、その減になった要因をお聞かせください。

それと18ページの任意事業費、こちら後見人制度についてちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが、今、町としては、この成年後見人制度についての詳細という、こういった形でこの成年後見制度を町として扱っているというか、やっているかということを実態をお聞かせください。

それと、22ページの地域ケア会議推進事業費です。こちらは今もちょっと31ページの説明を受けていると、高齢化率も上がっている状況で高齢者、高齢化が進んでいるという中で、この会議回数の見直しによる減ということなんですが、その点についての減になった、その要因についてお聞かせください。

**【柳田委員長】** 中瀬主査。

**【中瀬主査】** 10ページの高額介護サービス費についてですが、制度改正に伴って令和5年度の実績見込みがあまり伸びていないということもありまして、精査させていただいて、6年度の予算を設定しております。

**【柳田委員長】** 秋庭副主幹。

**【秋庭副主幹】** 成年後見人の関係なんですけれども、身寄りがいなくて、判断が不十分な認知症の方につきまして、施設に入るための契約と、あと金銭管理等で判断がつかない方に町長申立てという形で、成年後見人の制度を活用しております。

それと地域ケア会議の関係なんですけれども、個別の会議は、件数は増やしてないんですけども、大きいというか、推進部会で報告事項等がある関係の会議を年2回予定していたものを1回に報告ということで、減らした関係で額のほうが減になった状況となっております。

以上です。

**【柳田委員長】** 青木委員。

**【青木委員】** 1つ目の制度改正に伴ってこちら減額になったということは分かりました。あと、ちょっと一つ飛ばしますけど、この会議、地域ケアのことについては、部会で大きな部会で2回から1回になったということで減らしたということですけど、こちらはその会議を減らしたことによって問題はないということを確認させてください。

それと成年後見人制度、基本的に町には関わっているのは身寄りのない人ですとか、そういう1人で

住んで、独居の人が中心の事業なのかどうかということを確認させてください。

【柳田委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 1点目の会議のほうは、今まで1回でやっております、問題はないと思っております。

2点目の成年後見人なんですけども、条件が、認知症であるということが条件になっておりますので、やはり身寄りの独り暮らしでも、遠方にでもご親戚とかご兄弟とか住んでいれば、その方がキーパーソンとなるんですけども、そういう年齢的にもあるんですが、もうご兄弟もお亡くなりになっていて、親もいないという方がこの制度をご利用いただいております。

以上です。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 分かりました。あと、地域ケアのほうは分かりました。

成年後見人制度なんですけど、基本的にはその家族がいらっしゃる方の相談で、町としては、心配な方を、今、認知症が入った方ということなんですけど、家族がいても相談に乗って後見人制度をつくる、ついていただけるということはあるんですね、できるんですね。

それと、いろいろな相談の中で、ちょっと自分も相談されたことあるんですけど、ここで言っているかどうかちょっとあれなんですけど、判断してください。やっぱりいろいろと成年後見人はつけたのはいいんだけど、その後、つけていろいろと何か不備になって、家族的には困ってしまったというような相談もあったりするんですけど、そういったことについては町に苦情とかというんじゃないですけど、そういう相談とかというのはあったりするんですか。あったとすれば、どういった対応されているのか、その辺のところをお聞かせください。

【柳田委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 町が成年後見人、町長申立ては、例えば家族からも縁を切られた方とかいう形で、本当にもう身内が後見人を探すこともできないような状態の方にご利用いただいております。もしご家族がいて、後見人をとということであれば、そのご家族が申請していただくような形になりますので、また、町長申立てでついた後見人の方とトラブル等がありましたら、家庭裁判所のほうでその旨を申し立てて、変更するという事もできると聞いておりますので、また、ご相談いただければそのような方法をお伝えできればと思っております。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

新村副委員長。

【新村副委員長】 ページ数にすると、多分7、8の介護サービス事業費の保険給付費関連でお伺いさせていただきたいんですけども、先日、一般質問で同僚議員が伺いました、高齢者への補聴器の補助の関係でお伺いします。

現状で、一般質問の中では補助対象としないという旨の答弁をされていたんですけども、私の会派の議員が以前に、高齢者の難聴については障害者に関する総合支援法の下で支援をするか、介護保険での対応が望ましいのではないかと聞いていたと思うんですけども、現状では、介護保険制度の中には補聴

器の貸与は含まれていないと思うんですけども、そのときにもう、国県への要望を出したらどうかという提言をされていると思うんですけども、そのところの見解というのを教えていただけますでしょうか。

【柳田委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 ありがとうございます。補聴器の関連のことなんですけども、そのときも一般質問のときもお答えしていると思うんですけど、近隣の県内でもかなり多くなってきたので、そういったことも見ながら調査研究してまいるのと、あと、国県への要望も、ちょっと周りの市町村とかも相談しながら、行っていただければなどはちょっと考えております。

以上でございます。

【柳田委員長】 新村副委員長。

【新村副委員長】 ということは、現状としては、国とか県に要望は出してないということによろしいんですね。年齢を重ねるとやっぱり難聴という確率というのは高くなると思うんですけども、現役世代でも今40歳から介護保険料というのが取られているので、介護保険内での支援内容の拡大というか、国とか県に要望してほしいなと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

【柳田委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 そうですね、重ね重ね同じことになってしまうかもしれないですけど、近隣の状況見ながらと、あと、要望のほうも近隣でもやっているところがあったりするので、町村要望とかもあるので、そういったこともちょっと見ながら、市町村のことを確認しながら進めていけたらなと思っております。

以上でございます。

【柳田委員長】 よろしいですか。

それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で健康福祉部高齢介護課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は15時25分です。

---

【新村副委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開します。

それでは、健康福祉部保険年金課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 では、これより保険年金課所管分の予算審査をお願いいたします。説明は高木課長から、質疑については、出席職員全員で対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

【新村副委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 それでは、健康福祉部保険年金課所管の令和6年度一般会計予算につきまして、予算特別委員会説明資料によりご説明させていただきます。なお、予算書の金額は、一部、健康づくり課との合計額となっており、説明資料と一致しないところはその都度も申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、タブレット資料は070、保険年金課（一般会計）の2ページをご覧ください。国民健康保

険事業特別会計繰出金の繰出金でございます。なお、予算書の繰出金の金額は、健康づくり課との合計額となります。この繰出金は一般会計から国保特別会計へ、国の繰出基準等により事業費を繰り出すもので、被保険者数の減少に伴い、前年度より減額となっております。また、繰出額の主な内訳は備考欄記載のとおりです。なお、事業に対する歳入科目の特定財源について、新たな財源といたしましては、令和6年1月から開始されました産前産後保険料の軽減に対し、番号③及び⑥の国及び県支出金の産前産後保険料軽減負担金が追加され、国2分の1、県4分の1が交付されるもので、その他記載のとおりとなります。

次に、資料は3ページ、後期高齢者医療事業特別会計繰出金の繰出金につきましては、一般会計から後期特別会計へ事業費を繰り出すもので、被保険者数の増加により増額となっております。また、繰出金の主な内訳は備考欄記載のとおりです。なお、歳入の特定財源は、記載のとおりとなっております。

次に、資料の4ページ、国民年金費の職員給与費につきましては、職員3名分の人件費でございます。なお、歳入の特定財源は、法定受託事務に対して国より交付されるもので、記載のとおりです。

次に、資料5ページ、年金事務費につきましては、国民年金の事務に関わる経費で、主に消耗品の購入費や年金システムの借上料でございます。なお、歳入の特定財源は記載のとおりでございます。

最後に資料6ページ、国民年金推進事業費につきましては、窓口対応業務の会計年度任用職員1名分の報酬等でございます。なお、歳入の特定財源は記載のとおりです。

以上で一般会計の説明を終わります。よろしく願いいたします。

**【新村副委員長】** 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

(「なし」の声あり)

**【新村副委員長】** ないようですので、質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

続いて、国民健康保険事業の特別会計について、執行部の説明を求めます。

高木保険年金課長。

**【高木保険年金課長】** それでは、続きまして、令和6年度国民健康保険事業特別会計の予算につきまして、予算特別委員会説明参考資料によりご説明させていただきます。なお、特別会計の予算書のコストは一部健康づくり課と合計額となっており、説明資料と一致しないところは都度申し上げます。また、この3月会議で条例改正の議案を提出しておりますが、退職者医療制度の廃止に伴い、退職者医療制度に関わる各事業を廃止してございます。なお廃止の一覧につきましては、タブレット資料の28ページ、29ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、タブレット資料は071、保険年金課国民健康保険事業特別会計の2ページをご覧ください。職員給与費でございます。こちらは保険年金課と健康づくり課を合わせた担当職員8名分の人件費でございます。なお、歳入の特定財源は記載のとおりです。

次に、資料3ページ、国民健康保険運営事業事務経費につきましては、国民健康保険事業を行うための経費で、旅費は、会議に伴う普通旅費。需用費は、プリンタートナー等の消耗品費及び封筒などの印刷製本費。役務費は郵送料の通信運搬費。委託料は制度改正に伴うシステム改修委託料。負担金補助及

び交付金は、国保連合会へのシステム改修負担金でございます。また、この科目の予算書の金額は、健康づくり課との合計となっており、主な増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料4ページの診療報酬明細書共同電算委託事業費の委託料につきましては、県内保険者のレセプト管理などの共通事務を国保連合会に委託して、共同で電算処理をする費用で、この科目の予算書の金額は、健康づくり課との合計額となっております。主な増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、5ページの国保連合会負担金の負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県国民健康保険団体連合会の安定した運営を図るための負担金でございます。主な増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。なお、特定財源も記載のとおりでございます。

次に、資料6ページ、国保料賦課徴収事業事務経費につきましては、保険料の賦課及び徴収に関する事務経費で、需用費は、納付書や封筒の消耗品費及び印刷製本費。役務費は、通信運搬費及び口座振替手数料。委託料は、コンビニ収納代行委託料等。使用料及び賃借料はコンピューター借上料。負担金補助及び交付金は、県町村システム共同事業負担金でございます。主な増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料7ページ、国保運営協議会運営経費につきましては、町国保運営協議会委員9名分の報酬と会長研修に伴う旅費でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、8ページ、療養給付費の負担金補助及び交付金につきましては、被保険者の疾病及び負傷に対して、保険給付を行うものでございます。こちらの特定財源ですが、下表をご覧ください。歳入番号①、普通交付金は、平成30年の国保制度改正から医療費に対する支出は、県が全額支出することとなったため、保険給付費交付金、普通交付金として、市町村へ交付されるものでございます。

次に、資料9ページ、療養費の負担金補助及び交付金につきましては、柔整、あんま、鍼灸マッサージの費用及び医療用装具の保険者負担分でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料10ページ、診療報酬審査支払手数料の役務費につきましては、神奈川県国民健康保険団体連合会等に委託している審査点検手数料でございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、11ページ、高額療養費の負担金補助及び交付金につきましては、被保険者の高額療養費に対して、現金または現物給付をするものでございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料12ページ、高額介護合算療養費の負担金補助及び交付金につきましては、被保険者の国民健康保険及び介護保険の自己負担額の合計が基準額を超えた場合に支給するものでございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料13ページ、移送費の負担金補助及び交付金につきましては、被保険者が疾病等により移動が困難な場合や、緊急性などから医師の指示により移送された場合に、現金給付をするものでございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料14ページ、出産育児一時金の負担金補助及び交付金につきましては、被保険者が出産をした場合などに50万円を支給するものでございます。主な増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料15ページ、葬祭費の負担金補助及び交付金につきましては、被保険者が死亡した場合、その葬祭を行った者に5万円を支給するものでございます。財源につきましては、一般財源でございます。

次に、資料16ページ、傷病手当金の負担金補助及び交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症による労務に服することができなくなった被保険者に支給するものでございます。主な増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料17ページ、医療給付費分の負担金補助及び交付金につきましては、県内市町村の保険給付費の財源とするために、県へ納付するものでございます。主な増減理由につきましては、備考欄記載のとおりでございます。こちらの特定財源ですが、下表をご覧ください。

歳入番号①、特別調整交付金は、制度改正によるシステム改修費や保険者の責めによらない費用に対して交付され、歳入番号②、県繰入金2号分は、保険料の収納率や保健事業費の実績に基づき、歳入番号③、保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分は保険料の法定軽減分を県4分の3が交付され、歳入番号④、保険基盤安定繰入金保険者支援分は、軽減対象となった一般被保険者数に応じて保険料の一定割合を国2分の1、県4分の1が交付され、歳入番号⑤、未就学児均等割保険料繰入金は、未就学児の保険料軽減分を国2分の1、県4分の1が交付され、歳入番号⑥、産前産後保険料繰入金は、産前産後の保険料軽減分を国2分の1、県4分の1が交付され、歳入番号⑦、財政安定化支援事業費繰入金は、年齢構成比が高い市町村へ交付されるものを一般会計より繰り入れるものです。歳入番号⑧、一般会計繰入金は、障害者医療助成等の町単独事業実施により、国庫負担金額が減額されるものを一般会計より繰り入れるものです。歳入番号⑨、国保財政調整基金繰入金は、国民健康保険の安定した財政運営を図るため、保険料上昇抑制のために活用するものでございます。

次に、資料18ページ、後期高齢者支援金等分の負担金補助及び交付金につきましては、後期高齢者医療制度に要する費用に充てるため、県へ納付するものでございます。主な増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。

次に、資料19ページ、介護納付金分の負担金補助及び交付金につきましては、介護保険制度に要する費用に充てるため、県に納付するものでございます。主な増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。

次に、20ページ、国民保険制度周知事業費の需用費につきましては、国民健康保険制度を周知するための小冊子の購入の消耗品費、役務費は、医療費通知の通信運搬費でございます。

次に、21ページ、国保財政調整基金積立金につきましては、国保財政調整基金繰入金及び利子を積み立てるもので、予算額は利子を計上してございます。なお、基金の残高ですが、令和6年3月末で4億2,000万円ほどを見込んでおります。

次に、資料22ページ、一時借入金利子につきましては、国保特別会計の運営で資金不足となった場合に一時的に借入れをする際の利子で、財源につきましては、一般財源でございます。

次に、資料23ページ、過年度保険料還付金につきましては、過年度分の保険料の還付金と還付加算金で、財源につきましては一般財源でございます。

次に、資料24ページ、保険給付費交付金返還金につきましては、交付金の精算があった場合の科目設定として、予算を計上している財源につきましては一般財源でございます。

次に、資料25ページ、指定公費負担医療立替金につきましては、特例措置の廃止により科目設定として予算計上してございます。

次に、資料26ページ、予備費につきましては、突発的な予算不足に備えるもので、財源につきましては、一般財源でございます。

最後に、歳入の一般財源分につきましては、ご説明させていただきます。

タブレット資料27ページ、国民健康保険料につきましては、下段の参考2、医療分後期高齢者支援分介護分の合計を示しており、現年度分は被保険者数の減少や2年前の医療費で積算により県へ納付する国民健康保険事業費納付金が減少したことから、前年比2.62%の減となっており、滞納繰越分につきましては、被保険者数の減少により調定額の減少から前年比11.36%の減となっております。また、被保険者の負担を軽減するための国保財政調整基金につきましては2億3,000万円の繰入れを行い、国民健康保険料の抑制に努めてございます。

次に、使用料及び手数料の諸証明手数料につきましては、国民健康保険料の納付証明手数料でございます。

次に、繰越金のその他繰越金につきましては前年度からの繰越金で、前年度同様50万円を計上しており、次に、諸収入の延滞金及び第三者納付金返納金につきましても、前年度と同額を計上してございます。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わります。よろしくお願いたします。

**【新村副委員長】** 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

青木委員。

**【青木委員】** 16ページの傷病手当の実績について、まずお聞かせください。

**【新村副委員長】** 高木保険年金課長。

**【高木保険年金課長】** 傷病手当の編成につきましては令和3年度が8件で38万7,781円。令和4年度が36件で149万2,187円。令和5年度が2月末、令和6年の2月末となりますが、2件で3万8,527円となっております。

**【新村副委員長】** 青木委員。

**【青木委員】** コロナ禍が収まっているというのが数字的にも見れるんですけど、見てとれるんですけど、これ、20ページの国民健康保険周知事業費にもあるとおり、いろいろなこれやっぱり周知をしている。これ、今後もコロナは収まっている、収まっていると、コロナ禍ということがピーク時に比べたら過ぎたとはいえ、まだコロナというのは完全に収まっているわけではないんですから、わけですから、やっぱり周知をしていかなきゃいけないと思うんですね。そうすると、この周知事業費に兼ね合わせて、周知ということは、今、令和6年度についてはどういうふうな形をこの傷病手当についてはとっていくのかということをお聞かせください。

**【新村副委員長】** 高木保険年金課長。

**【高木保険年金課長】** 傷病手当の周知につきましては、賦課の決定通知書の中にピラ等を入れているんですけども、そちらのほうにて周知したり、ホームページのほうに周知したりとかを行っております。

ます。ただ、令和5年の5月8日以前、7日以前の4日以上休んだ場合の補償という形になりますので、現段階のコロナが引き継いで続いている、5類までの補償制度なんで、今の新しいコロナにかかった人の補償をするわけじゃないものとなります。よろしくお願ひします。

【新村副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【新村副委員長】 他になければここで質疑を打ち切ります。

続いて、後期高齢者医療事業の特別会計について、執行部の説明を求めます。

高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 それでは、引き続きまして、令和6年度後期高齢者医療事業特別会計の予算につきまして、予算特別委員会説明参考資料によりご説明させていただきます。

それでは、タブレット資料は072、保険年金課後期高齢者医療事業特別会計の2ページをご覧ください。職員給与費につきましては、職員2名分の人件費でございます。なお、歳入の特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料3ページ、後期高齢者医療事業事務経費につきましては、後期高齢者医療事業を行うための事務経費で、主に会計年度任用職員の報酬及び職員手当等、旅費。役務費は、被保険者証等の通信運搬費。使用料及び賃借料はコンピューター借上料。負担金補助及び交付金は、県市町村情報システム共同事業組合負担金でございます。主な増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。なお、歳入の特定財源は記載のとおりとなっております。

次に、資料4ページ、診療報酬点検事業費の役務費につきましては、医療費の適正化からレセプト点検を県国民健康保険団体連合会に委託する審査点検手数料でございます。なお、増減の理由につきましては、備考欄記載のとおりです。なお、歳入の特定財源は、備考に記載のとおりでございます。

次に、資料5ページ、後期高齢者医療保険料徴収事業費の需用費につきましては、保険料決定通知書等の印刷製本費。役務費は保険料決定通知書等の通信運搬費及び口座振替手数料。委託料は保険料のコンビニ収納代行委託料でございます。主な増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。なお、歳入の特定財源は、記載のとおりでございます。

次に、資料6ページ、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金補助及び交付金につきましては、制度を運営します神奈川県後期高齢者医療広域連合へ、保険料や療養給付費等を納付するものでございます。主な増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。こちらの特定財源につきましては、下表をご覧ください。

歳入番号①は現年度分特別徴収保険料、②は現年度分普通徴収保険料、③は滞納繰越分普通徴収保険料を納付し、歳入番号④の後期高齢者医療広域連合事務費繰入金につきましては、広域連合への共通経費を一般会計から繰り入れ、納付し、歳入番号⑤の保険基盤安定制度繰入金につきましては、保険料軽減分を県4分の3を交付し、納付し、歳入番号⑥、療養給付費定率負担分繰入金につきましては、町の被保険者の給付見込額の12分の1を広域連合へ納付するために繰り入れるものです。歳入番号⑦の延滞金につきましては、保険料の延滞金を納めるものでございます。

次に、資料の7ページ、一時借入金利息の償還金利子及び割引料につきましては、後期特別会計の運

當で資金不足となった場合に、一時的に借入れを行う際の利子でございます。なお、歳入の特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料8ページ、償還金及び還付加算金の償還金利子及び割引料につきましては、過年度保険料に対する還付金等でございます。主な増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。なお、歳入の特定財源も記載のとおりでございます。

次に、資料9ページ、予備費につきましては、突発的な予算不足に備えるものでございます。なお、歳入の特定財源は記載のとおりです。

最後に、歳入の一般財源につきまして、ご説明させていただきます。

資料10ページ、繰越金につきましては、前年度からの繰越金で、前年度同額を計上しております。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**【新村副委員長】** 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

(「なし」の声あり)

**【新村副委員長】** 質疑がないようですので、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で健康福祉部保険年金課の審査を終わります。

暫時休憩とします。

---

**【新村副委員長】** 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、健康福祉部健康づくり課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

**【三橋健康福祉部長】** それでは、健康福祉部最後となります。健康づくり課所管分の審査をお願いいたします。説明につきましては原課長から、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

**【新村副委員長】** 原健康づくり課長。

**【原健康づくり課長】** それでは、健康福祉部健康づくり課所管の令和6年度予算につきまして、予算特別委員会説明参考資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料をご覧ください。資料2ページ、国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、一般会計より国保特別会計事業費を繰り出すもので、予算書の金額は保険年金課との合計額になってございます。

続きまして、資料3ページ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費につきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施及び75歳以上の高齢者の健康診査についての事業に係る経費でございます。健康づくり課と高齢介護課にて行っております。報償費は、講師謝礼でございましたが、高齢者の通いの場の実施主体を高齢介護課へ移行したため、減となっております。旅費は職員の研修旅費。消耗品費は、保健指導で訪問する際に使用するパンフレット、高齢者健診の受診券に同封する健診を促すチラシの購入代金等。印刷製本費は、高齢者健診の受診券、健診票、封筒の印刷代でございます。役務費は、高齢者健診受診券の郵送料等。委託料は、高齢者健診の委託料及び高齢者健診の受診率を向上させるために、新たに取り組む受診率向上委託事業でございます。委託料増は、受診者の増とこの新規

事業によるものです。特定財源は記載のとおりです。

続きまして、資料は4ページ、保健衛生事務経費につきましては、保健衛生事務に係る旅費、健康システムの借上料、協議会への負担金などの経費でございます。旅費は、健康増進事業主管課長会議や、保健師等専門職を対象とした研修などに参加するための交通費。委託料は、令和7年度の住民基本台帳の自治体システム標準化対応に伴い、健康管理システムについても標準化に対応するため、令和6年度から着手するシステム改修委託。使用料及び賃借料は、健康システム借り上げのためのリース料。負担金補助及び交付金は、神奈川県町村保健衛生連絡協議会及び公益財団法人かながわ健康財団アイバンク・臓器移植協力会への負担金でございます。特定財源は記載のとおりです。

続きまして、資料5ページ、健康づくり事業費につきましては、健康維持増進を図るため各種検診を行うとともに、健康教育、健康相談の実施、そして、保健指導の各対象者への事業の周知と勧奨、また、ライフステージに合わせた健康づくりの支援をし、自主的に健康づくりや食育に取り組むための場を提供するなど、自分の健康は自分で守るという意識の促進を図るものでございます。報酬は、健康教育事業実施により雇用する会計年度任用職員の管理栄養士及び歯科衛生士への報酬。報償費は、健康教室及び運動ボランティア養成セミナー開催に伴う講師謝礼、そして、さむかわ元気プラン推進委員会委員への謝礼でございます。旅費は、健康教育事業実施により雇用する会計年度任用職員の費用弁償。消耗品費は健康づくり事業に係るパンフレット、食生活改善推進事業で使用する洗剤等の購入費でございます。印刷製本費は、がん検診の記録票や窓付封筒の作成費等。役務費は、主に健康診査及びがん検診の実施に伴う勧奨通知等の郵送料でございます。委託料は、食生活改善推進事業、歯科保健教育、健康診査、各種がん検診、歯科検診、肝炎ウイルス検診、胃がんリスク検診を実施するためのものでございます。負担金補助及び交付金は、骨髄等の移植を推進することを目的にドナー及びドナーが勤務する事業所に対し、交付する骨髄移植ドナー支援事業費助成金及びウィッグ購入費助成金でございます。特定財源は記載のとおりです。

続きまして、資料は6ページ、高齢者予防接種事業費につきましては、高齢者の肺炎とインフルエンザの重症化予防並びにその蔓延を防ぐために予防接種を行うものでございます。また、新たに带状疱疹予防接種を開始するものです。消耗品費は、予防接種事務に係る書籍の購入費。印刷製本費は、予防接種予診票の作成費。役務費は、予防接種実施医療機関及び肺炎球菌予防接種対象者と、带状疱疹予防接種対象者50歳以上の全ての方へ通知を送付するための郵送料。委託料は、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、带状疱疹予防接種実施のための委託料でございます。負担金補助及び交付金につきましては、施設に入所しているなど特別な理由により委託医療機関での予防接種が受けられない方に対し、償還払いにより補助するものでございます。なお、特定財源の充当はありません。

続きまして、資料は7ページ、予防事務経費につきましては会議謝礼、会議に出席するための旅費、冊子「さむかわ健康だより」を作成するための経費でございます。報償費は、健康被害認定審査会委員の謝礼。旅費は、予防接種、災害医療、救急医療及び地域医療に係る会議などに参加するための旅費。印刷製本費は、全戸配布する健康だよりを作成するための経費でございます。委託料は、带状疱疹予防接種に係る健康システムの改修費です。特定財源は記載のとおりです。

続きまして、資料8ページ、地域保健医療体制充実事業費につきましては、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎歯

科医師会、耳鼻咽喉科及び眼科の初期救急医療を確保するため、茅ヶ崎医師会に交付する補助金。そして、寒川町民の医科及び歯科の初期救急医療を実施している茅ヶ崎市地域医療センターを運営管理する茅ヶ崎市への負担金でございます。初期救急医療確保対策負担金につきましては、備考欄に記載のとおり、地域医療センターにおける受診者数の増に伴い、診療報酬の増が見込まれるための減となっております。特定財源の充当はありません。

続きまして、資料9ページ、感染症予防対策事業費につきましては、水害時等の伝染病予防と町民の食品安全の確保や、食品衛生に関する知識の充実を図るためのものがございます。委託料は、水害により床下浸水した家屋の消毒を実施するための委託料。負担金補助及び交付金は、寒川町自治食品衛生協会の会員の知識、技術の向上を通じて、町民の食品安全の確保や、食品衛生に関する知識の充実を図るために事業費補助を行うものがございます。特定財源の充当はありません。

続きまして、資料10ページ、健康管理センター維持管理経費につきましては、町の健康増進事業、健康診査事業、母子保健事業等の実施拠点となる健康管理センターの維持管理に係る経費でございます。消耗品費は、駐車場及びゲートボール場用地借り上げのために締結する契約書の印紙代。役務費は施設の火災保険料。委託料は、指定管理者である社会福祉協議会への指定管理料。使用料及び賃借料は、健康管理センター南側の駐車場及びゲートボール場の土地借上料でございます。特定財源の充当はありません。

続きまして、資料11ページ、公共施設再編計画実施事業費につきましては、健康管理センターの老朽化対策であります。令和6年2月5日の全員協議会にてご報告させていただいたものがございます。工事請負費は、役場南側駐車場敷地内に現行の健康管理センターの機能を維持する、約1,000平米、2階建ての建物を建設するものです。繰越明許の設定をしており、令和7年度中の建設を想定しております。特定財源は記載のとおりです。

続きまして、資料12ページ、歳入の一般財源分についてご説明いたします。行政財産使用料につきましては、健康管理センターに設置されている飲料水の自動販売機設置に係る使用料でございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

**【新村副委員長】** 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

青木委員。

**【青木委員】** 4ページの備考欄2、健康管理システム標準化対応に伴う増となっているんですけど、先ほどもちょっと説明あったんですけども、この健康管理システム標準化の詳細をまずお聞かせください。

**【新村副委員長】** 原健康づくり課長。

**【原健康づくり課長】** ただいま、健康管理システムの詳細についてでございます。健康管理システム、こちら子育て支援課と健康づくり課で使用している予防接種や検診の記録をするものになっております。こちらが令和7年度、住民基本台帳の標準化に伴いまして、健康管理システムもそちらに合わせてという形で改修をするものでして、内容といたしましてはまずデータの移行、それからガバメントクラウド、こちらは政府共通のクラウドサービスの利用環境に整えること、それから標準システム、新し

いシステムの初期設定、それから回線、保守用回線を新たに構築します。それと接続回線も構築するもの、それから、庁内ネットワークの変更、あとこれに含まれているものがガバメントクラウドの利用料、保守用回線の利用料となっております。

以上です。

【新村副委員長】 青木委員。

【青木委員】 丁寧な説明ありがとうございます。今まで、基本台帳が令和7年からデータ移行ということで、新しい設定になるということなんですけど、今行っているシステムの移行ということについて、いろいろな今説明はあったんですけど、何か完全に引き継ぐことができるかどうかということの、何か懸念点みたいなのはないんでしょうか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

【新村副委員長】 原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 移行に際しては様々なトラブルも生じると思いますけれども、令和7年12月の移行に向けて、そのトラブルがないように進めていただくと考えております。

以上です。

【新村副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、3ページの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費の中で、受診向上事業に伴う増という備考にあったんですけども、具体的にこの受診率の向上に向けた具体的な取組としてはどういったものになるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

また、次の4ページにシステム標準化に対応する増とありましたけれども、今内容については説明がございましたが、このシステム標準、システムが新しく変わることによって様々なデータが連携されることになるのかなと思いますけれども、その期待される効果としては職員の事務事業の軽減とか、そういったことにつながっていくのかどうか。それから、住民サービスの向上等につながっていくものなのかどうか。その期待される効果について、お聞かせいただけますでしょうか。

それから、次の5ページ、健康づくり事業費のところ、今年度からでしたっけ、がん患者の方に対するウィッグ購入の助成を始めていただいたかと思いますが、がん治療によって容姿が変わる部分としては頭髪、脱毛です。脱毛によって、社会参加にちょっと影響が出てしまう人がいらっしゃるのか、かつらをかぶることによって、今までどおり普通に社会参加できるようにということで対応していただきましたけれども、がんの治療によって、ほかの部分についても様子が変わってしまうケースがございます。例えて言うならば、乳がんによってこの乳を切除してしまった場合とか、そういった場合の補装具等もあるかと思うんですけども、そういった健康づくりですとか社会参加に向けた補装具と云っていいのかな、これ。そういったものの対象拡大について検討されたかどうか。また、そういったかつらだけではなく、その他の部分への対象拡大についての6年度の検討とかそういったことは考えられないかどうか、その辺について見解をお聞かせいただきたいと思います。

【新村副委員長】 原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 1点目の受診率向上についての具体的な取組ということですけども、まず、こちらの高齢者、後期高齢者の健診についての受診率向上に向けては、厚生労働省で受診率向上施策が

イドブックというのがございます。それを参考にして行っているんですけども、まず、接種の通知の段階で、ナッジと言って行動経済学に基づいた通知を今後、来年度からしていこうかと考えておりました、それに伴っての予算の要求となります。

それから、2点目のシステム改修によって期待される効果でございますけれども、現在もシステムを使っておるんですけども、今後この標準化することによって各課、今それぞれの課でそれぞれ使っているものが、さらに、各課の連携がしやすくなるというように考えておりました、住民サービスの向上、それから職員の事務の軽減にもつながっていくと考えております。

3点目のウィッグをはじめとした下着補装具等の拡充について、対象の拡大についてでございますけれども、ウィッグも今年度から始めたばかりで、まだ、どのような結果になるかというのは途中経過ですので、6年度で新たにこういったことを始めるということの検討まではまだ至っていない状況です。

以上です。

【新村副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

柳田委員長。

【柳田委員長】 タブレットページ、8ページの地域保健医療体制充実事業費のところ、受診者が増加することから財源が見込まれるので、市町の負担額が減少ということで減になったということだと思うんですけど、令和5年度、去年の予算のときはまた逆の説明で、受診者が減ったので、運営費が下がるので市町の負担が増えたという経緯だったと思うんです。令和2年、3年は補助金がありました。令和4年度から全くなくなってしまったので、それプラス見込みとして受診者が減るという予想だったので市町の負担が増えた。だから、去年は予算が上がったという経緯だったと思うんです。

今年は上がっていくから下がっているというところで、まず、推移として、受診者数、去年お伺いしたときは、令和4年度分からなかったもので、3年度は分かったんですけど、4年度分らないということだったので、もし分かれば令和3、4、5でどういった推移だったのか、お伺いします。

【新村副委員長】 飯塚主査。

【飯塚主査】 まず、令和3年度の全体の利用者数の人数なんですけれども、2,337人です。令和4年度の利用者数は3,155名になっています。3,155人ということです。令和6年度の見込み人数につきましては、5年の利用者数を見てきまして4,289名で、予算計上の基礎額として用いております。

【新村副委員長】 すいません、令和5年度が抜けてたんですけども。

【飯塚主査】 令和5年度はまだ数字は出ておりませんで、その見込額、令和5年度と令和6年度の見込額ということで4,289名で予算計上をしております。

【新村副委員長】 柳田委員長。

【柳田委員長】 ありがとうございます。あと議事録の中には、最初、令和3年度2,337の中で寒川町が369名とあったんですけど、もし分かれば令和4、5で、5年度はまだですけど、分かれば寒川町の町民のほう、幾らかなのか。あと、何か補助的なものが令和3年度までで終わってしまったので、4年度からはもう何もなくてやっていかなきゃいけないという説明、去年の議事録の中にあっただと思うんですけど、今年度何かもしあればお伺いします。

【新村副委員長】 飯塚主査。

【飯塚主査】 今年度も特に補助金というものはございませんので、市町の負担になってきます。令和4年度の寒川の利用者数なんですけれども、545名になっております。

【新村副委員長】 では、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

続いて、国民健康保険事業特別会計について、執行部の説明を求めます。

原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 引き続き、健康福祉部健康づくり課所管の令和6年度国民健康保険事業特別会計予算につきまして、ご説明させていただきます。なお、予算書の金額は一部、保険年金課との合計額となっております説明資料と合致しないところがございますが、よろしくお願いたします。

資料は、2ページ、国民健康保険運営事業事務経費につきましては、国保事務に関する事務経費で、旅費につきましては研修のための旅費でございます。特定財源は記載のとおりです。

続きまして、資料は3ページ、診療報酬明細書共同電算委託事業費につきましては、県内保険者の共通事務を国保連合会に委託して、共同で電算処理する費用でございます。特定財源は記載のとおりです。

続きまして、資料は4ページ、医療費適正化事業費につきましては、医療費適正化のために実施しているもので、役務費は、年2回のジェネリック医薬品差額通知重複投薬通知の郵送料でございます。特定財源は記載のとおりです。

続きまして、資料は5ページ、特定健康診査事業費につきましては、40歳から74歳までの被保険者を対象に6月から8月、そして2月と実施いたします特定健診の費用でございます。消耗品費につきましては、健診のパフレット代、日々の血圧を記録する血圧手帳購入代。印刷製本費につきましては、特定健康診査受診券等の印刷製本費。役務費につきましては、受診券等の郵送料と国保連合会への審査支払手数料。委託料につきましては、医師会への健康診査委託料でございます。特定財源は記載のとおりです。

続きまして、資料6ページ、特定保健指導事業費につきましては、特定健康診査の受診結果において、生活習慣を改善する必要がある被保険者に対し、保健指導を行うものでございます。報酬、職員手当等、共済費につきましては、保健指導に携わる会計年度任用職員に係る費用でございます。報償費につきましては、生活習慣病予防講演会の講師謝礼。旅費につきましては、会計年度任用職員の費用弁償。消耗品費につきましては保健指導用の教材費。役務費は、郵送料と国保連合会へのデータ管理手数料でございます。繰出金は、一般会計で行っている成人の健康診査における国民健康保険加入者の負担分です。特定財源は記載のとおりです。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

【新村副委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【新村副委員長】 質疑がないようですので、以上で、健康福祉部健康づくり課の審査を終わります。暫時休憩といたします。

---

【柳田委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日、予算委員会 2 日目でございますが、学び育成部、健康福祉部の審査が終わりました。

あさって、環境経済部を皮切りに監査事務局までの審査がありますので、あさってもどうぞよろしく  
お願い申し上げます。

それでは、最後に副委員長から一言お願いいたします。

【新村副委員長】 皆様、お疲れさまです。本日 2 日目ということで、皆様のおかげでスムーズに予  
算委員会が終了しました。ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後 4 時 1 9 分 散会

---

寒川町議会委員会条例第 27 条の規定により、ここに署名する。

令和 6 年 6 月 4 日

委員長 柳田 遊